- 2. 雇用制度改革・人材力の強化
- 2-1.失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き 方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応す る人材力の強化
- (1) KPI の主な進捗状況
 - (失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現)
 - 《KPI》「失業期間6ヶ月以上の者の数を今後5年間で2割減少」(2012年:151万人)

⇒2014年:122万人

《KPI》「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間で 9%」(2011年:7.4%)

⇒2013 年:8.7%

《KPI》「2020 年:20~64 歳の就業率 80% (2012 年:75%)」

⇒2014 年:77.5%

(若者・高齢者等の活躍推進)

《KPI》「2020 年:20~34 歳の就業率 78% (2012 年:74%)」

⇒2014年:76.1%

《KPI》「2020年:60~64歳の就業率 65% (2012年:58%)」

⇒2014年:60.7%

《KPI》「2020年:障害者の実雇用率 2.0% (2012年:1.69%)」

⇒2014年:1.82%

(グローバル化等に対応する人材力の強化)

- 《KPI》「2020 年までに日本人留学生を6万人(2010 年)から 12 万人 へ倍増」
 - ⇒国費による奨学金支援制度での派遣人数は約1万人から約2万2 千人に倍増。
- 《KPI》「2020 年までに外国人留学生を倍増(「留学生 30 万人計画」の 実現)」
 - ⇒我が国の大学等における外国人留学生数:184,155 人(2014 年 5 月現在)
- 《KPI》「国際バカロレア認定校 (2013年6月現在:16校) 等を200校」

⇒国際バカロレア認定校は24校に増加(2015年4月現在)。

(2) 施策の主な進捗状況

(働き過ぎ防止や「高度プロフェッショナル制度」等の働き方改革の 着実な推進)

- ・長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策(月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の中小企業への猶予措置の廃止、年次有給休暇の一部(年5日)の時季指定を事業主に義務付けることによる有給休暇の確実な取得、企業単位での労使の話合いによる働き方・休み方の見直し促進等)、時間ではなく成果で評価される創造的な働き方を可能とする「高度プロフェッショナル制度」の創設、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大・手続の簡素化、フレックスタイム制の清算期間の延長等を内容とする労働基準法等の一部を改正する法律案を、本年4月に国会に提出した。
- ・働き過ぎの防止のため、本年1月から、月100時間を超える時間 外労働を把握したすべての事業場等に対して労働基準監督署に よる監督指導を徹底するとともに、本年5月から、社会的に影響 力の大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返している場合には、 是正を指導した段階で、公表することとしている。

(職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大策に向けた取組の 推進)

・ 昨年7月に、「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会において、雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例を整理・取りまとめ、いわゆる正社員との均衡処遇・転換制度に関する労働契約法の解釈に係る通知と併せ、周知を行った。さらに、多様な正社員の好事例を収集し、パンフレット及び事例集による情報発信を行った。

(予見可能性の高い紛争解決システムの構築に向けた分析・調査を実施)

・ 労働紛争解決手段として活用されている「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理を行うとともに、分析結果を踏まえた ツールを整備し、本年6月に公表した。また、主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの 実態に応じて整備されていることを踏まえ、諸外国の関係制度・ 運用に関する調査研究を行い、本年6月に公表した。

(未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策を推進)

- ・新卒者の募集を行う企業に対する職場情報提供の仕組みの創設、 労働関係法令違反の企業に対するハローワークにおける新卒者 求人申込みの不受理等による若者の円滑な就職実現等に向けた 取組促進や、ジョブカードの普及・促進、キャリアコンサルタン トの登録制の創設等による職業能力の開発・向上支援を内容とす る青少年の雇用の促進等に関する法律案(若者雇用促進法案)を、 本年3月に国会に提出した。
- ・若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化として、昨年11月に重点監督を実施したほか、昨年度から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」の設置等を行った。

(人材不足分野における人材確保・育成対策の総合的な推進)

・医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等における雇用管理 改善、マッチング対策、人材育成など、若者をはじめとする人材 の確保・育成対策を総合的に推進するため、所要の措置を講じ、 取組を進めているところ。

(グローバル化等に対応する人材力の育成強化)

- ・小・中・高を通じた英語教育全体の抜本的充実を図るため、昨年 9月に英語教育の在り方に関する有識者会議において「今後の英 語教育の改善・充実方策について 報告」を取りまとめるととも に、小学校英語の早期化・教科化等、グローバル化社会において 不可欠な英語の能力の強化等をはじめとする学習指導要領の在 り方について、中央教育審議会に諮問した。また、在外教育施設 への派遣教員の拡充や、帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制及 び日本語指導体制等の充実を図った。今後とも、在外教育施設に おける質の高い教育の実現及び帰国・外国人児童生徒等の教育環 境の充実を図る。
- ・また、2020年までの日本人留学生の倍増に向けて、国費による海外留学支援制度や民間資金を活用した官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」を通じ、順次、学生の海外留学を開始している。加えて、外国人留学生の戦略的な受入れを図るため、留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書を昨年7月に取りまとめ、今後、大学等の宿舎整備・運用等の住環境整備への支援、

国際交流会館等の活用等を進めることとした。さらに、スーパーグローバル大学創成支援事業において、学生・教員の外国人比率の向上や英語による授業の拡大など、国際化を徹底して進める大学への重点支援を昨年 10 月から開始するとともに、日本の大学と外国の大学とのジョイント・ディグリーを実現するための制度改正を行った。

・国際機関への就職について、若手日本人向けの広報体制を強化するとともに、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JP0)派遣制度により、昨年度は44名の若手日本人(うち30名が女性)を国際機関に新規に派遣した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

「『日本再興戦略』改訂 2014」では、「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」を実現するため、終身雇用や頻繁な配置転換等に代表される「メンバーシップ型」の働き方に加え、職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大や時間ではなく成果で評価される創造的な働き方を可能とする「高度プロフェッショナル制度」等の実現に向けた取組を掲げた。

一方、技術革新の加速化、グローバル競争の激化や少子高齢化等に より、企業と個人を取り巻く環境が劇的に変化している中で、国民が より質の高い雇用と安定した所得に恵まれ、同時に企業の生産性向上 を実現させていくためには、働き過ぎ防止を含めた働き方改革の実行 実現に引き続き取り組むとともに、個人が「就社」意識から脱却し、 一人ひとりが、それぞれの能力や個性に応じた専門性を磨き、自らの 価値を最大限引き出せる職場を選んで、能力を発揮していく機会をよ り多く得られるようにすることが何よりも重要である。こうした取組 により、イノベーションを実現できる人材の育成にもつなげていく。 人的資本への投資が確実かつ長期的なリターンを得るとの考えに基 づき、経済社会の変革に柔軟に対応するための、初等教育から生涯を 通じたあらゆる段階における「一人ひとりの主体的な学び」を、省庁 横断的に重点的に支援することを通じ、人的投資を格段に増大させる。 こうした考え方の下、日本の人材資源活用力を抜本的に強化する観点 から、雇用政策と教育政策を一体的に連動させた取組を進めるととも に、その基盤となる人材育成の充実を図る。

また、我が国の雇用慣行がとりわけ諸外国から見て不透明であるとの問題を解消し、雇用終了を巡る紛争処理の時間的・金銭的な予見可能性を高め、結果として、人材の有効活用や個人の能力発揮に資する

とともに、中小企業労働者の保護を図り、対日直接投資の促進に資するよう、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の在り方について具体化に向けた検討を進め、制度構築を図る。

i) 働き方改革の実行・実現

「『日本再興戦略』改訂 2014」に掲げられた「働き方改革の実現」に取り組む。このため、引き続き、働き過ぎ防止のための取組を強力に推進しつつ、労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立を図り、「世界トップレベルの雇用環境・働き方」を実現する。

① 働き過ぎ防止のための取組強化

月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の中小企業への猶予措置の廃止、フレックスタイム制の清算期間の延長による、仕事と生活の調和・メリハリある働き方の実現、年次有給休暇の一部(年5日)の時季指定を事業主へ義務付けることによる有給休暇の確実な取得、企業単位での労使の話合いによる働き方・休み方の見直し促進等、労働基準法等の一部を改正する法律案に盛り込まれた働き過ぎ防止のための各種取組の早期実現を図る。

さらに、企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、本年1月から実施することとした月100時間を超える時間外労働を把握したすべての事業場等に対する監督指導を徹底する。

また、長時間労働を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスを実現するため、まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方は家族等と過ごす時間に充てられるよう、本年夏から、「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」を国民運動として展開する。

具体的には、民間企業等において、夏の期間における「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、経済団体等への要請や事例の収集・周知等を行う。また、国家公務員については、率先して朝型勤務と早期退庁の勧奨を行うとともに、人事院に対し「フレックスタイム制」の導入の検討を要請しており、幅広い職員がより柔軟な働き方を選択できるようにする。さらに、地方公務員についても、地方公共団体に対し、国家公務員の取組を情報

提供する等周知に努める。

あわせて、各企業における有給休暇取得による4日以上の連休の実現の促進(「プラスワン休暇キャンペーン」)や、国・地方自治体・教育委員会・関係団体等が連携・調整し、地域ごとに「ふるさと休日」を設定することを推奨する等の取組を進める。

② 「高度プロフェッショナル制度」の早期創設

「高度プロフェッショナル制度」が、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにする観点から、省令で規定することとしている対象業務について、「少なくとも年収 1000 万円以上」、「職務の範囲が明確」であること等の「『日本再興戦略』改訂 2014」や法令上の要件を前提とした上で、時代とともに変化する新しい産業や市場におけるイノベーション創出につながる業務が適切に認められるよう、法案の成立後、労働政策審議会において検討し、早期に結論を得る。

③ 持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備 すべての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持 続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等の ための支援を図りつつ、最低賃金の引上げに努める。

ii)未来を支える人材力の強化

(働き手自らの主体的なキャリアアップの取組支援)

6月4日に発表した「未来を支える人材力強化(雇用・教育施策) パッケージ」(厚生労働省・文部科学省)に基づき、以下の取組を中 心とした施策を一体的に行う。

① 企業における人材育成等の取組の情報提供の促進

若者が、職業生活において自身の能力や個性に向き合い、必要な専門性を磨き、発揮することを可能としていく観点から、若者雇用促進法案の成立後、企業による職場情報(①募集・採用に関する状況、②労働時間等に関する状況、③職業能力の開発・向上に関する状況の類型ごとに労働政策審議会での検討を踏まえ省令で定める項目全般)の積極的な情報提供を促す。

このため、ハローワークに求人を出す企業に対して幅広い職場情報の登録を促すとともに、職業紹介事業者や募集情報提供

事業者に対しても企業の職場情報の積極的な提供を促す。さらに、提供される項目内容について、求職者のニーズを踏まえた不断の見直しを図りつつ、各企業の人材育成等の取組に関する職場情報のデータベース化を図り、政府としても企業の人材育成等の取組の「見える化」を推進する。

② 「セルフ・キャリアドック (仮称)」の導入促進

経済社会環境の変化に先手を打って対応していくための労働 市場インフラとして、働き手が自らのキャリアについて主体的 に考える習慣を身に付ける環境を整備することが重要である。 具体的には、定期的に自身の職務能力を見直し、今後、どのよう なキャリアを歩むべきかを確認した上で、身に付けるべき知識・ 能力・スキルを確認する機会(「セルフ・キャリアドック(仮称)」) を整備する。このため、企業がキャリア形成促進助成金を活用す る際には、「セルフ・キャリアドック(仮称)」を実施することを 要件又はインセンティブとするとともに、企業規模に関わりな く、主体的な能力開発を促す観点から、当該助成金の対象企業の 拡充を図る。また、「セルフ・キャリアドック(仮称)」制度の導 入・実施促進を図る企業に対する雇用保険を通じた積極的な助 成支援及び各企業が活用可能なモデル就業規則・実施マニュア ルの作成・普及を行う。こうした取組により、企業による「セル フ・キャリアドック(仮称)」導入を積極的に支援する。また、 その導入・実施状況をはじめとする職業能力の開発・向上に関す る取組について、若者雇用促進法案の成立後、労働政策審議会で 検討した上で、その結果を踏まえ、個々の企業に対し、①の取組 を通じた積極的な情報提供を促す。

さらに、働き手個人が「セルフ・キャリアドック (仮称)」を 受けた際の経費の一部について、一般教育訓練給付の対象とす ること等個人への支援策について検討をし、本年度中に結論を 得る。

③ 教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度の導入促進

自社の従業員に対し、職業生活において、必要な知識・能力・スキルを身に付けることができる十分な機会を確保することは、企業の責務である。このため、キャリア形成促進助成金等の活用により、各企業における教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務制度の導入促進を図る。また、これら制度の企業における導入

状況をはじめとする職業能力の開発・向上に関する取組について、若者雇用促進法案の成立後、労働政策審議会で検討した上で、その結果を踏まえ、個々の企業に対し、①の取組を通じた積極的な情報提供を促す。

④ 企業主導による能力評価の取組促進等

働き手が自らの価値を最大限引き出せる職場を選び、能力を 発揮していく機会を確保し、その能力を効率的に高めていくた めには、労働市場において、働き手の職業能力を適切に評価でき る環境が重要である。職業能力の評価システムを構築するため には、人材ニーズを直接把握する業界団体・企業がその設計・運 営主体となることが不可欠である。

このため、対人サービス分野を重点とした成長分野における技能検定の整備を推進するとともに、業界内共通の検定と連関性を持つ実践的な企業単位の社内検定の普及促進を図る観点から、これらの検定に取り組む業界団体や企業等に対する積極的な支援を進める。

⑤ 企業における従業員のキャリアアップの取組支援の強化

働き手個人のキャリアアップの取組支援のみならず、企業内においても、教育機関と連携しつつ、自社の従業員が働きながらOff-JT を受けられる機会を確保していくことも重要である。このため、キャリア形成促進助成金やキャリアアップ助成金により、各企業によるOJT とOff-JT を組み合わせた雇用型能力開発の取組を促進するとともに、その普及・促進を図る。

⑥ 中高年人材の最大活用

企業を取り巻く環境変化のスピードが増している中、企業内部における人材育成のみでは変化に十分に対応できない状況が生じており、また、転職等により様々なキャリアを持つ働き手も増えている中で、能力と経験を有する人材が、希望すれば他企業で活躍し、持てる能力を存分に発揮できる環境を整備していく必要がある。このため、中高年企業人材の多様なセカンドキャリア・ネクストステップへの主体的な挑戦を後押しする観点から、雇用保険制度を活用した育成型出向や試用就業の機能を持ったミドル層のインターンシップを支援する制度の創設に向け、まずは公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、「試行在籍出

向プログラム」を実施し、試行型出向のノウハウの蓄積や課題の抽出を行うとともに、中高年人材の受入れ企業に対する助成措置を創設する。その上で、2018年度に民間人材ビジネスも活用した更なる支援制度の創設を目指す。

(職業意識・実践的職業能力を高めるための教育機関改革)

⑦ 小学校、中学校、高等学校における職場体験活動等の推進

児童・生徒が、将来、社会的・職業的に自立できるよう、初等中等教育から高等教育まで、年齢に応じた段階的なキャリア教育を構築する。このため、産業界の協力も得ながら、小・中・高等学校(特に普通科)での起業体験・職場体験活動などの社会経験等が実施されるようにするとともに、キャリアコンサルタント等の専門職人材の活用促進を図る。また、各分野の優れた知識経験や技能をもっている社会人などの外部人材を積極的に教員として任用する観点から、特別免許状に関するこれまでの運用の見直しや、授与に係る手続の簡素化・効率化も進めながら、全ての都道府県における活用を推進する。

さらに、高等学校における、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を身に付けるための新科目の在り方、また、専門学科における社会的要請を踏まえたカリキュラム等について、中央教育審議会で検討し、次期学習指導要領の在り方等について来年度中を目途に結論を得る。

⑧ 専修学校と産業界が連携した教育体制の構築

実践的な職業教育機関である専修学校について、産業界のニーズを踏まえた専門人材の育成機能を強化する。このため、専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせて行う教育システム(産学協同教育プログラム)構築に向けたガイドラインの作成等を行う。

9 大学等におけるインターンシップの推進

大学等の学びと職業選択が切れ目なくつながるよう、学生のインターンシップ参加比率を飛躍的に高める。このため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による傾斜配分等を通じ、インターンシップの単位化、数週間にとどまらない中長期のインターンシップ等を実施している大学等の取組を促進する。その際、学生にとって働く目的を考え自己成長する契機と

なる、有給インターンシップや中小企業へのインターンシップ についても、産学の連携により推進する。

⑩ 専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実

経営大学院などの専門職大学院における教育の充実により、成長が見込まれる産業分野の高度専門職業人養成機能を強化するとともに、グローバル化や教育の質を確保する観点から、国際的な評価機関からの評価を積極的に受けることや世界基準の教育プログラムを構築することなど、専門職大学院の検証とその結果に基づく見直しを1年以内に行い、速やかに制度的措置を含む所要の方策を講ずる。

① 大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の 拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ(経営、会計、IT、 マーケティングなど)に応じた実践的・専門的教育プログラムを 文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み(「職業実践力育成プロ グラム」認定制度)を構築する。

② 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

産業構造の急速な変化に対応し、職業的専門性をいつでも身に付けられるようにするため、高等教育体系を多様化する観点から、新たに「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を制度化する。

当該機関における教育プログラムは、職業実践の場において必要なスキルや知識を身に付け、その実践をもとに、学校で授業を受け、討議をすることを通じ、スキルや知識を体系化する「デュアル教育プログラム」を導入する等、職業実践能力を獲得するにふさわしいものとする。また、社会人が特定の知識やスキルを短期間に集中して効果的に学ぶことができる多様な教育プログラムが、産業構造の変革等に適切に対応できるよう、産業界と密に連携をしつつ、不断の検証・改善がなされるプロセスを組み込む。これらの教育プログラムを教える教員として、職業実践の知識や経験と効果的な教授方法を身に付けた実務家教員を積極的に登用するとともに、施設・設備については、実社会における変化に柔軟に対応可能であり、かつ、若年層・社会人を問わず質の

高い実践的な職業教育を行う上で合理的なものとする。また、卒業時に与えられるサーティフィケートについては、「学士」等の学位に相当するものとする。あわせて、公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を確保することにより、専門学校からの転換はもとより、既存の大学からの転換も可能となるようにする。

これらを踏まえ、制度化に当たっては、関係省庁が連携して、個別業界のニーズに応じ、職業分野別団体、産業分野別団体等の産業界による教育水準の確保のための支援・協力体制の構築を図るとともに、2019年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会で来年年央までに結論をまとめ、来年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

③ 職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付 による支援の拡充

「日本再興戦略」を踏まえ、社会人の中長期的なキャリア形成を支援するため、雇用保険法を改正し、①業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程(訓練期間は1年以上3年以内)、②専門学校の職業実践専門課程(訓練期間は2年)、③専門職大学院の課程(訓練期間は2年以内または3年以内)のうち、厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合の引上げや追加支給を可能とする「専門実践教育訓練給付」を創設し、昨年10月から実施している。

今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

iii)予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

労働紛争の終局的解決手段である訴訟が他の紛争解決手続と比較して時間的・金銭的負担が大きいこと等から訴訟以外の解決手続を選択する者もあり、その場合には、訴訟と比較して低廉な額で紛争が解決されていることや、労使双方の事情から解雇無効判決後の職場復帰比率が低いこと等の実態があることから、「あっせん」「労働審

判」「和解」事例の分析・整理の結果や諸外国の関係制度・運用に関する調査研究結果も踏まえつつ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システムを構築する必要がある。このため、解雇無効時における金銭救済制度の在り方(雇用終了の原因、補償金の性質・水準等)とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方についての具体化に向けた議論の場を直ちに立ち上げ、検討を進め、結論を得た上で、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

iv)多様な雇用・就業機会の確保等

a) 高齢者の活躍促進

人口減少社会の中で社会の活力を維持し持続的な成長を実現するとともに、高年齢者の希望をかなえ、豊かな生活を送れるようにするためには、働く意欲のある高年齢者が年齢にかかわりなくその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていく必要がある。このため、以下のような取組を行うことにより、就労マッチング機能や高齢者の多様な雇用・就業機会の飛躍的向上・強化を図る。

(就労マッチングに資する情報等の充実)

① 「質の向上」のための施策

退職前の段階から、キャリアコンサルティングを受けること 等により、労働者が自らのキャリアを見つめ直す環境整備を進 めるとともに、中高年齢者が、経験や能力を活かして既存の能力 を再構築すること等に資するような中高年齢者向きの企業内外 の職業訓練を受講することを促進する。

② 「量の拡大」のための施策

退職労働者のうち、退職後も働くことを希望する者に対して、 自らの求職情報をハローワークや民間職業紹介事業者に対して 登録するよう働き掛けること等の再就職に向けた積極的支援を 雇用者等が行うよう、高年齢者等職業安定対策基本方針等に基 づき、強力に促す。

また、登録を受けたハローワークは、本人の同意に基づき、当該登録情報を民間人材ビジネスに提供するとともに、登録情報については定期的なアップデートに努める。

さらに、65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、

企業側のインセンティブや雇用保険の適用の在り方等について、 必要な検討を進める。

③ 「精度の向上」のための施策

高齢者の求職ニーズは多種多様であり、条件面でのミスマッチを回避するため、本人の求めに応じて、求職情報について、①勤務可能地域(沿線・駅名等)、②勤務可能曜日・日数・時間、③職務上可能な作業等について、更に細かな内容を表示できるようにする。

(多様な雇用・就業機会の創出)

各自治体が主体となり地域の関係機関のネットワーク化を推進する等、地域において多様な雇用・就業機会を掘り起こす仕組みを構築することや、シルバー人材センターの職域拡大等の機能強化を行うことを通じて、高年齢者が活躍する機会の拡大を図る。

b) 障害者等の社会参加の推進

・ 障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援を推進する。

2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

(1) KPI の主な進捗状況

(女性の活躍推進)

《KPI》「2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す。」(待機児童解消加速化プラン)

⇒2013 年、2014 年度の2か年の保育拡大量は約19.1万人 (2014 年 5 月末時点見込み)

《KPI》「2017 年度末までに 46.3 万人の保育所勤務保育士を確保する。」 (保育士確保プラン)

⇒2013 年度: 37.8 万人

《KPI》「2020年に女性の就業率(25歳から44歳)を73%にする。」

⇒2014年:70.8% (2012年68%)

(高度外国人材の活用)

《KPI》「2017年末までに 5,000人の高度人材認定を目指す。」

⇒ポイント制の導入(2012年5月)から2015年2月までに高度人 材認定された外国人数は2,799人

(2) 施策の主な進捗状況

(保育の受け皿及び保育士等の確保の強化)

- ・2013年度、2014年度の2か年で約20万人分(児童人口の減少等による定員減少を加味すれば約19万人分)の保育の受け皿を確保できる見込み。今後2015年度からの3か年で、更に約20万人分(上記の減少を加味すれば約21万人分)の確保を目指す。
- ・2017年度末までに待機児童解消を実現するため、新たに 6.9万人の保育士の確保とその実現のための施策を取りまとめた「保育士確保プラン」を本年1月に策定した。また、本年3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」として、潜在保育士の掘り起しの強化や就職あつせんの強化に集中的に取り組んだほか、本年3月に都道府県、指定都市、中核都市あてに、短時間勤務の保育士の活用の促進及び朝・夕の保育する児童が少数である時間帯において保育士1名に代え保育士でない保育業務経験者等を配置することを本年度は許容する内容の文書を発出した。
- ・ 昨年12月に「子育て支援員研修科目」等の取りまとめを行い、実

施要綱等を都道府県等に発出し、制度の周知を図った。

(「放課後子ども総合プラン」を着実に実施)

・「放課後子ども総合プラン」については、昨年7月に、文部科学省と厚生労働省が共同で策定し、2019年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上での実施を目指すこととした。また、市町村が計画的に整備を進めていけるよう、昨年11月に策定した、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」に、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について記載するとともに、平成27年度予算において量的拡充及び質の向上に必要な経費を計上し、市町村における取組を支援している。

(女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みを構築)

・国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた 女性の活躍推進のための行動計画の策定等を義務付けることを 内容とする女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案 を本年2月に国会に提出した。

(高度外国人材向けの在留資格を新設)

- ・「高度人材ポイント制」の業界団体や大学向け説明等を実施し、 認定件数は KPI の実現に必要な水準を大きく上回るペースで拡大 した。また、昨年6月の出入国管理及び難民認定法の一部改正法 の成立を受け、本年4月には、高度外国人材に特化した在留期間 無期限の新しい在留資格等を創設した。
- ・本年2月及び5月には経済団体等と協力し、JET プログラム終了 予定者とグローバル人材を求める企業・団体のマッチングイベン トを実施した。また、留学生の就職支援のため、6月には大学の 留学・就職担当者向けに在留資格関連手続やマッチング機会等を 紹介するセミナーを開催した。

(外国人技能実習制度の新制度への移行に向けた取組を推進)

・「『日本再興戦略』改訂 2014」で示された制度見直しの方針を具現化するため、技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会を開催し検討を行った。その結果を踏まえ、管理監督体制の強化(監理団体に対する許可や技能実習計画の認

定の制度化、外国人技能実習機構の創設等)と、制度の拡充(優良な監理団体等に限った最長実習期間の3年から5年への拡大)を盛り込んだ外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を本年3月に国会に提出した。

- ・ 本年新たに果樹栽培など4分野を対象職種に追加した。
- ・介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性 に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実 習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に 基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の 施行と同時に対象職種への追加を行うこととした。

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野において新たな就 労制度を創設)

- ・製造業における海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、経済産業大臣の認定を前提とした制度を創設することとしており、本年度内の制度開始に向けた準備を進めている。
- ・本年4月、女性の活躍推進等の観点から、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする特例措置を盛り込んだ国家戦略特別区域法改正案を国会に提出した。
- ・本年3月、介護福祉士の国家資格を有する者の国内における就労 を認めるための新たな在留資格「介護」の創設を盛り込んだ出入 国管理及び難民認定法の一部改正法案を国会に提出した。

(3)新たに講ずべき具体的施策

i) 女性の活躍推進

(「待機児童解消」に向けた施策の確実な実行)

2017 年度末までの待機児童解消を確実なものとすべく、自治体とも連携しつつ、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の場の整備、及び「保育士確保プラン」に基づく保育士確保を着実に進める。特に、保育の場の整備量が急増する中で、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、短時間勤務の保育士の活用拡大やそれによる長時間労働の是正等により潜在保育士の多様な就業ニーズに対応するとともに、保育士の勤務環境の改善を図り、新卒保育士の就職率の向上に向けた取組の強化や保育士試験の年2回実施等

と併せ、保育の担い手の確保を図る。

また、保育所の整備量が増える中で保育サービスの質の確保・向上を図るためにも、保育事業主に対して第三者評価の受審を促進する。

① 保育士確保に向けた取組

・ 潜在保育士の掘り起こしのための効果的対策の実施

潜在保育士には短時間であれば就業可能と考える者も多いが、 制度上短時間勤務保育士の活用が可能であるにもかかわらず、 自治体の運用ではこれを認めていない事例もあることから、自 治体に対し短時間勤務の保育士の活用促進に向けた更なる働き かけを行う。

また、すべての保育士養成施設に、新卒者全員に対し都道府県への保育士登録を求めるよう要請するとともに、保育士・保育所支援センターが把握する潜在保育士のリストの定期的アップデートを推進し、潜在保育士に対し適時働きかけを行う。

・ 新卒保育士の就職率の向上に向けた取組

保育士養成施設への助成等に当たって、卒業生の保育士就職 率等の定量的就業成果を評価指標に取り入れる等の措置を引き 続き講ずる。

・ 保育士の離職率低減・定着に向けた取組

離職率の低い保育所のベストプラクティスの全国普及や、保 育所が目指すべき人事管理手法(短時間勤務の保育士の活用、短 時間正社員制度の導入等を含む。)の提示・公表により、保育所 の雇用管理改善を推進する。

・ 即効性のある保育士確保のための方策(地域限定保育士制度の実施)

都市部及び地方において保育士確保が困難であるとの声が多く挙がっていることを踏まえ、本年4月に国会に提出した国家戦略特別区域法改正案が成立した際には、国家戦略特区における保育士試験の年2回実施(地域限定保育士制度)を本年度から行う。また、特区以外の地域での年2回実施について、自治体のニーズを把握し、必要な調整を行う。

② 保育の担い手の確保

・ 保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱いの 検討

保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。

・ 他の国家資格等を有する者の活用の検討

福祉系国家資格所持者や子育て支援員が保育士資格を取得し やすくするための方策(保育士養成課程、保育士試験科目の一部 免除等)について保育士確保対策検討会等において速やかに検 討を開始し、結論を得た上で、順次所要の措置を講ずる。

③ 国家戦略特区の都市公園内における保育所等の設置

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、本年4 月に国会に提出した国家戦略特別区域法改正案が成立した際に は、国家戦略特区内の都市公園で設置可能な保育所等の社会福 祉施設の基準等を定め、制度の利用を推進する。

④ 保育の場の整備状況の的確な実態把握と積極的な広報

保育の場の整備状況を的確に把握し、必要な対応を行うことを可能とするため、小規模保育等子ども・子育て支援新制度に基づき新たに整備される類型についても正確に実態を把握すべく、統計調査について必要な対応を図るとともに、毎年度当初に自治体の当該年度の整備見込み量を把握するよう努める。また、待機児童がどの程度解消されてきているかのデータを積極的に広報し、安心して子どもを預けることができる環境整備についての国民の理解を深める。

⑤ 保育所における第三者評価の受審促進

保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主

(長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた企業の取組 促進)

女性の活躍をより一層推進するためには、男性も女性も仕事と生活を両立したライフステージに応じた働き方の実現が急がれる。職場全体の労働時間が削減される職場環境の整備等を図ることで、残業しない働き方をする女性も男性と同じようにキャリアアップをしていくことができるようにすることが重要である。また、長時間労働の是正は、その結果として時間当たり生産性の向上を図る取組を通じて、企業の生産性や収益力の向上に寄与する事例が報告されており、女性活躍の推進の観点にとどまらず、企業の「稼ぐ力」の強化の観点からも重要な取組である。こうした問題意識の下、長時間労働の是正に向けた企業の雇用管理改善の取組を進めるとともに、多様な正社員、テレワーク、短時間正社員等柔軟な勤務形態の導入に向けた取組を促進すべく、そのための体制整備を図りつつ以下の取組を進める。

⑥ 企業における取組の情報開示の徹底

本年2月に国会に提出した女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律案及び本年3月に国会に提出した若者雇用促進 法案が成立した際には、女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律に規定されている事業主行動計画や、若者雇用促進 法に規定されている職場情報提供スキーム、さらには、「女性の 活躍・両立支援総合サイト」等のプラットフォームを活用し、各 企業の労働時間の状況等の「見える化」を徹底的に進め、労働時 間が適切である等の女性が活躍しやすい企業ほど「選ばれる」社 会環境を作り出すことにより、企業の取組の加速化を図る。また、 長時間労働の企業が課題としてそれを適切に認識し、改善に向 けた取組が行われるような仕組みを構築するとともに、「時間当 たり生産性を勘案した評価制度の導入」や「管理職の人事評価の 要素へのワーク・ライフ・バランスの推進の設定」といった効果 的な長時間労働是正に向けた取組が各企業において実施される よう、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案が成 立した際には、省令や行動計画策定指針の検討を進める。

⑦ 各種認定制度・大臣表彰等を通じた先進的取組事例の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案が成立した際には、優良企業の認定において、長時間労働是正等に係る取組が評価されるよう検討を進める。また、「均等・両立推進企業表彰」「なでしこ銘柄」「ダイバーシティ経営企業100選」「女性が輝く先進企業表彰」等の選定において長時間労働是正の取組を積極的に評価し、企業の先進的な取組を推進する。

⑧ (プラチナ) くるみんマークの普及等

子育て支援に積極的に取り組む企業を示す(プラチナ)くるみんマークの普及を図るとともに、当該マーク取得企業における雇用環境の改善の働きかけを行いつつ、長時間労働の是正に向けた働き方の見直しに関する事項を強化した認定基準の的確な運用を図る。

⑨ 企業に対する長時間労働是正に向けた取組インセンティブの付与

「ポジティブ・アクション加速化助成金」等の事業主向けの雇用管理改善等に関する各種助成金の支給に当たって、長時間労働是正に向けた企業の取組を採択基準において重点的に評価する等、企業の取組インセンティブを高める方策について検討し、年度内に結論を得る。

⑩ その他長時間労働是正に向けた取組の検討

長時間労働是正に向けた企業の取組を促進することを目的として、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインの見直し等について検討する。また、中小企業に対する課題分析を行うツールの提供やワーク・ライフ・バランスの取組に関する相談支援体制の構築等についても検討する。

⑪ 企業における正社員転換・雇用管理改善の強化

雇用の質を高め、女性の活躍促進を更に進めるため、キャリアアップ助成金の拡充等による正社員転換や雇用管理改善に向けた取組などを行う「正社員転換・雇用管理改善プロジェクト(仮称)」を年度内に策定し、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させる。

② 男性が育児を行うことや家族の介護による離職への対応策

今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会における検討も 踏まえ、育児・介護休業制度の従業員への周知強化、介護休業制 度における分割取得の在り方や介護期における柔軟な働き方の 推進策、介護休業取得時の経済的負担軽減の在り方など育児・介 護休業の取得向上に向けた必要な制度的対応等について、法的 措置を講ずることを含め労働政策審議会で検討し、年内に結論 を得る。

また、配偶者の出産直後からの休暇取得をはじめとする男性の子育で目的の休暇の取得を促進するため、「2020年に男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%」を目標とし、企業等に対し働きかけを行う。

(女性が働きやすい制度等への見直し)

(B) 女性が働きやすい制度等への見直し

女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者 手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就 労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度と なるように具体化・検討を進める。税制については、昨年11月 に政府税制調査会総会において取りまとめられた「働き方の選 択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改 革に関する論点整理(第一次レポート)」を踏まえ、幅広く丁寧 な国民的議論を進めていく。社会保障制度については、年金機能 強化法による被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大 (2016年10月施行)に加え、社会保障制度改革プログラム法や 年金機能強化法附則に設けられた規定に基づき、2016年10月の 適用拡大の施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向 けた検討を着実に進めていくとともに、2016年10月の施行に合 わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講 ずる。また、配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせ て、労使に対しその在り方の検討を促す。

(家事支援環境の拡充)

⑭ 家事支援サービスの品質確保

安心で質の高い家事支援サービスが供給される仕組みを構築 するため、今年1月に策定した「家事支援サービス事業者ガイド ライン」の普及を図るとともに、来年度までに家事支援サービス に関する事業者認証制度を構築すべく、所要の検討を進める。

(女性の「暮らしの質」の向上)

15 女性の「暮らしの質」の向上

すべての女性が輝く上で、日々の暮らしの質を向上させることが重要であり、とりわけトイレは日々の暮らしの中で避けて通れない。このため、快適・清潔・安全なトイレの好事例を発信しトイレの質の向上に向けた機運を醸成するとともに、国際標準化、訪日外国人向け PR 等により、我が国の優れた温水洗浄便座、擬音装置付き・節水型トイレの海外市場獲得を目指す。

また、女性活躍を更に加速し、我が国経済の持続的成長につなげていくため、本年6月に取りまとめた「女性活躍加速のための重点方針2015」に基づき、女性参画の拡大に向けた取組や、社会の課題解決を主導する女性の育成、女性活躍のための環境整備等を推進する。国家公務員においても、女性活躍のための取組を更に進め、中途採用を推進するなど、育児等を理由に国家公務員を中途退職した者が再度公務において活躍できるように努める。

ii) 外国人材の活用

世界的な人材獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を 図り、競争力を高めていくためには、優秀な外国人材を我が国に積極 的に呼び込むことが重要である。

このため、高度外国人材や留学生が積極的に我が国を選んで活躍してもらえるよう、引き続きその取組を強化するとともに、今後、特に需要増が見込まれる IT・観光等の専門的・技術的分野における外国人材や経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進に向けた施策を講ずる。

① 高度外国人材受入れ促進のための取組強化

- ・ 本年4月に「高度専門職」の在留資格が創設されたことも踏ま え、各府省連携の下、IT・金融・学術分野など各業界の事情に 応じて効果的な訴求の手法・機会を選択し、業界団体等も活用 しつつ「高度人材ポイント制」等について、戦略的に広報する 仕組みを速やかに立ち上げ、周知と利活用を図る。
- ・ 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定)に沿って外国人受入れ環

境の改善を進める。【後掲】(「三.国際展開戦略」において記載。)

・ 外国人材を活用する事業者による在留資格審査手続の利便性 を向上させるため、事業者から問い合わせの多い提出書類、疎 明方法等に関して、本年度内を目途に主要な対応事例や対応方 法等につきウェブサイト等を通じて広く解説・周知すべく、検 討を進める。

② 留学生の更なる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化

- ・「留学生 30 万人計画」の実現に向け、海外からの留学生受入れを加速化するため、各大学等のアドミッション・ポリシー等において留学生受入れ方針の明確化を促進する。各大学がアドミッション・ポリシーを明確化することを促すためのガイドラインについては、本年度中を目途に策定・公表する。また、学位取得を目的とする留学を将来的に増やすため、短期留学やインターンシップ等を組み込んだ留学を促進する。
- ・ 外国人留学生等に対する一層の就職支援強化を図るため、関係 府省・団体が連携して、本年夏にも、外国人留学生等と採用に 意欲のある企業等を対象としたマッチングイベントを開催す るとともに、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワ ークの留学生コーナー等において外国人留学生等の求職情報 と外国人材の活用に積極的な企業の求人情報を集約させ、求 職・求人のマッチング機能を充実させるなどの取組を行う。さ らに、外国人留学生等の就職支援に向けた関係府省の取組の効 果を検証し、更なる支援策の改善等につなげていく。

③ IT・観光等の「専門的・技術的分野」における外国人材の活躍促進

ア) IT 分野

- ・2020年には、情報通信業に従事する外国人 IT 人材を3万人 (現状)から6万人へ倍増することを目指し、以下の施策を 講ずる。
 - インド・ベトナム等の南アジア・ASEAN 諸国等の優れた外国人 IT 人材の受入れ促進のため、海外で高度 IT 人材を輩出する大学の指定等に関する政府間協議を進めるとともに、国内で新たに一般社団法人コンピュータソフトウェア協会等を母体とする支援団体を立ち上げ、指定大学の卒業生等に対して我が国日本語学校と連携して、留学やその後

- の就労支援等を実施するための取組を本年中を目途に開始する。
- 特にインドについては、本年4月の閣僚級による日印IT協力に関する共同声明に基づき、人材交流の深化のために政府間定期協議の場でインドのIT人材の活用方策等の検討を進めるとともに、現地トップレベルの高度IT人材を輩出する大学に対して、我が国の官民が連携し、日本企業での就労促進や魅力発信等の取組を強化する。
- 経営学等の人文科学の分野に属する知識を有する外国人 材が IT 技術者として活躍すること等がより円滑に行える よう、本年4月に在留資格「技術」と「人文知識・国際業 務」が「技術・人文知識・国際業務」に統合されたことを 踏まえ、本年中を目途に、在留資格の要件について許可事 例等を示すことにより明確化・周知を図る。

イ)観光分野

- ・ 訪日外国人旅行者数増大に積極的に対応できるよう、観光分野における外国人材の活用のニーズを的確に把握し、専門的・技術的分野と評価できるものについて、在留資格要件の見直し等の施策を不断に行っていく。当面具体的には以下の施策を講ずる。
 - 外国人材の観光産業への活用を図り、外国人旅行者に対するホテル・旅館等における接遇を向上させる観点から、ホテル・旅館等の業務の中でも、専門的な知識を要するフロントでの接客・案内等の業務に従事していることなど一定の要件を満たす場合には、現行制度上外国人の在留が認められることを明確化し、本年中にホームページ等を通じた周知等を行う。
 - 日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、早期にスノーリゾート関係者のニーズ調査を実施し、実務経験年数要件に替わる要件の検討を進め、本年度中に結論を得る。
 - 通訳案内士制度のあり方に関する検討会の検討結果を踏まえつつ、多言語対応の推進の観点から、通訳案内士の業務において留学生等の外国人材の更なる活躍を推進するための方策等につき検討し、本年度中に具体的な取組を開

始する。

④ 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進等

経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し、本年度中に結論を得る。

(中長期的な外国人材受入れの在り方検討)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上入る。」

⇒世界大学ランキング 2014-2015

Times Higher Education 誌:100 位以内 2 校、200 位以内 5 校

QS 社:100 位以内 5 校、200 位以内 10 校

上海交通大学:100位以内3校、200位以内8校

《KPI》「イノベーション(技術力)世界ランキングを5年以内に世界第 1位に。」: 2013~2014年:第5位

⇒2014~2015 年は昨年より一つ順位を上げ第4位

《KPI》「年俸制又は混合給与対象者を、2014年度は 6,000人、2015年 度は1万人規模とすることを目指す。」

⇒2014年10月現在、年俸制適用者は約6,600人

《KPI》「2015 年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額を3~4割とすることを目指す。」

⇒2014 年度実績: 21.1% (2013 年度実績: 10.1%)

《KPI》「特許の権利化までの期間を 2015 年度中に 36 か月以内とする。」

⇒2014年度において、出願人に対して何度も修正依頼を出さなければならない等の例外的な場合(2.9%)を除き、その他すべての特許の権利化までの期間は36か月以内となり、KPIを前倒しで達成。

(2) 施策の主な進捗状況

(「国立大学改革プラン」に基づき、大学改革を着実に実行)

・ 学長のリーダーシップの確立等の観点から、学校教育法及び国立 大学法人法の一部を改正する法律を施行(本年4月)し、学長を補 佐する副学長の権限拡大、教授会の役割の明確化等を行った。

(「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革)

・国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)について、本年 4月から始まった第4期中長期目標に、民間企業からの資金獲得 額を現行(46 億円/年)の3倍(138 億円/年)以上とすること、

- 公設試験研究機関(公設試)等との連携の強化等を記載した。
- ・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構について、本年3月に第3期中期目標等を変更し、プロジェクト・マネージャーへの大幅な権限の付与による研究開発プロジェクトの柔軟かつ機動的な運営のための体制整備、新規採択額に占めるベンチャー、中小・中堅企業への支援割合を20%以上とする目標等を記載した。

(「クロスアポイントメント」制度の基本的枠組の取りまとめ等)

・昨年12月、大学、研究機関及び企業において「クロスアポイントメント」制度が積極的に活用されるよう、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」を取りまとめた。本年4月時点で、国立大学法人において92名(うち研究開発法人との間で27名)に同制度を適用している。

(研究資金制度の再構築)

・ 科学研究費助成事業について、学際的・分野融合的領域の研究や 国際共同研究を促進する観点等からの改革を実施。

(職務発明制度・営業秘密保護の強化)

- ・企業のメリットと発明者のインセンティブを両立する、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直しを含む特許法等の一部を改正する法律案を本年3月に国会に提出した。
- ・ 官民連携による実効性の高い営業秘密漏えい防止対策を図るため、本年1月、営業秘密管理指針を改訂した。また、営業秘密侵害行為に対する罰金額の引上げ、海外での営業秘密の不正取得行為の処罰対象への追加等を内容とする不正競争防止法の一部を改正する法律案を本年3月に国会に提出した。

(国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現)

- ・日米両国に特許出願した発明について、両国政府が調査結果及び 見解を共有し、審査の迅速化及び整合性を図る日米協働調査を本 年8月から開始することを合意(本年5月)した。
- ・各国で異なる出願手続の国際的な統一化・簡素化を図る特許法条 約及びシンガポール条約に対応した特許法等の一部を改正する 法律案を本年3月に国会に提出した。
- ・本年5月までに ASEAN10 か国すべてと協力覚書を締結し、ASEAN

各国との知財協力の枠組を強化した。

(「新市場創造型標準化制度」の創設)

・複数の分野にまたがる融合技術や中堅・中小企業の先端技術等、 既存の業界団体による標準化が困難な技術等の標準化を図る仕 組みとして、「新市場創造型標準化制度」を昨年7月に創設した。

(ロボット新戦略の策定及びロボット革命イニシアティブ協議会の 設立)

・ロボット革命実現に向けた戦略及び分野ごと(ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業)のアクションプランを取りまとめた「ロボット新戦略」をロボット革命実現会議で本年1月に取りまとめ、さらに、2月に日本経済再生本部で決定した。また、本年5月に、ロボット革命全体の強力な推進母体である「ロボット革命イニシアティブ協議会」を設立した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

昨年4月の「我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革 戦略」で提唱した、革新的な技術シーズの不断の創出とその迅速な事 業化を実現するための「イノベーション・ナショナルシステム」の再 構築の取組は、本年6月の「国立大学経営力戦略」により仕組みとし ては完成を見た。今後は、「科学技術イノベーション総合戦略 2015」 (平成27年6月19日閣議決定)に盛り込まれた内容を推進すること に加え、国立研究開発法人の機能強化を更に推進するとともに、「国立 大学経営力戦略」の下、革新的な技術シーズ創出を担う大学の自己改 革の取組を促進することにより、イノベーション・ナショナルシステムの実装を重点的に推進し、世界一イノベーティブな国の実現を目指 す。

その際、地域発のイノベーションについては、地域の実情に応じ、 地域内外のシーズ・ニーズを取り込む取組等を推進・強化する。

また、「知的財産推進計画 2015」(平成 27 年 6 月 19 日知的財産戦略本部決定)に基づき、地方における知財活用の推進、国際標準化・認証への取組等を推進する。

なお、研究開発投資の目標(対 GDP 比 4 %以上、うち政府研究開発 投資対 GDP 比 1 %)については、第 4 期科学技術基本計画に基づき、 その実現を目指す。また、科学技術イノベーションは日本再生の重要 な柱であることを踏まえ、将来への投資である科学技術イノベーション政策を効果的に推進できるよう、厳しい財政状況や研究開発の特性も勘案しつつ、第5期科学技術基本計画においては、投資目標や成果目標についても検討を進め、本年中に結論を得る。

i) イノベーション・ナショナルシステムの実装

① 国立大学経営力戦略

ア) 自己改革に積極的に取り組む大学を重点支援することによる経営力強化に向けた大学間競争の活性化

各大学は、ビジョン・目標を明確にし、新たに設けられる重点支援のための3つの枠組み(「地域貢献及び強み・特色のある分野での世界・全国的な教育研究の推進」、「強み・特色のある分野での、地域というより世界・全国的な教育研究の推進」、「全学的に世界で卓越した教育研究・社会実装の推進」)のいずれかを自ら選択し、取組構想に応じた測定可能な評価指標(KPI)等を設定する。改革の取組状況について、評価指標等に基づき、透明性のある客観的な評価を行い、その結果をもとに国立大学法人運営費交付金のメリハリある配分を行う。

この仕組みを実効性のあるものとするため、評価指標(KPI) 等の考え方については本年概算要求時に、透明性のある客観的 な評価手法及び運営費交付金の配分方法については、本年中を 目途に取りまとめ、公表する。

その際、時代の変化に適応した学部等の教育研究組織の大胆な再編や新陳代謝、相互の強み・特色を補完する大学間連携や連合、年俸制など教育研究実績・能力に応じた給与体系への転換等の人事給与システム改革、クロスアポイントメントの導入、創業人材の育成などの取組を積極的に評価・支援する仕組みとする。

運営費交付金のメリハリある配分を担保するため、新たに設定する「機能強化促進係数(仮称)」及び「学長の裁量による経費(仮称)」の係数及び額について、各大学の財務構造や改革加速期間中の取組を踏まえ、本年中を目途に設定する。その際、「『日本再興戦略』改訂 2014」における記述(「運営費交付金の戦略的・重点的配分の拡大(2015 年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3~4割に)」)の趣旨を踏まえて設定する。

イ) 国立大学の経営力強化のための財務運営の自由度の拡大

自己収入拡大に向けて財務運営の自由度を拡大するため、収益を伴う事業の拡大(国立大学法人法に規定する大学の業務範囲の明確化等)等について本年中に一定の結論を得た上で、また、寄付金獲得に向けた方策等についても結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

さらに、大学・企業間の共同研究拡大に向けた、大学による 積極的な企業との対話の努力及び協力の枠組み構築等を学長 のマネジメント実績等として評価し、運営費交付金の配分等に 反映する。

なお、大学と企業間での共同研究契約について、共同研究の特許出願の形態・活用状況や、不実施補償を含めた契約の実態を調査した上で、共同研究における特許出願と契約の在り方について検討し、その検討結果を踏まえて柔軟な契約締結を大学・企業に働きかける。

ウ) 「特定研究大学」等の創設によるグローバルに競う大学の重 点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進 ・特定研究大学(仮称)

高い経営力と自由度を有し、国内外の様々なリソースを呼び込むことによりグローバル競争力を高める大学を形成するため、「特定研究大学」(仮称)制度を創設する。このため、次期通常国会を目途に関連法案を提出することを含め、必要な制度整備を行う。

その際、国内外の大学関係者の参画等による海外大学をベンチマークとした世界水準の厳格な評価の実施や徹底した情報公開等、厳格な学内マネジメントを求める一方で、組織再編の柔軟化や定員管理の自由度拡大、財務基盤強化につながる更なるインセンティブの付与(資産運用・収益事業の自由度拡大等)等、経営力強化のための方策を盛り込む。

また、大学とベンチャー企業間の連携や好循環を実現する観点から、海外事例をも踏まえ、イノベーションを担う創業人材の育成、大学発ベンチャーの創出の促進等の方策についても盛り込む。

・ 卓越大学院(仮称) IoT・ビッグデータ・人工知能等の発展にも対応するため、文 理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最 先端の教育を可能にし、また、複数の大学、研究機関、企業、 海外機関等が連携して形成する「卓越大学院(仮称)」制度を創 設する。このため、本年度中を目途に、産学官からなる検討会 において、卓越大学院を形成する分野の設定や複数の機関が連 携する仕組みについて、新領域・新産業の創造、新規創業の観 点も踏まえて示し、来年度から、大学における企業との連携に よる構想作り等の具体化に向けた取組を開始する。

· 卓越研究員(仮称)

特定研究大学や卓越大学院等において、優れた若手研究者が 安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で 活躍できるようにするため、「卓越研究員」制度を創設する。大 学の定年退職ポストの活用の在り方や特定の大学への過度の 集中排除等を検討した上で、来年度から制度の運用を開始する。

② 競争的研究費の改革

近年、国立大学法人については、研究の多様性や基礎研究力の 相対的低下といった問題が生じており、大学改革と研究資金改 革の一体的推進が必要となっている。

このため、文部科学省及び内閣府の大学等に対する競争的研究費については来年度から新規採択案件について間接経費 30% を措置する。また、総合科学技術・イノベーション会議の下で、関係府省の競争的研究費における間接経費の適切な措置等について年内に検討を開始し、来年度から順次実施する。

また、国立大学法人の人事給与システム改革等の状況を踏まえ、直接経費からの人件費支出の柔軟化、設備・施設の共用化の促進及び研究資金制度間のシームレス連携等の運用改善について、総合科学技術・イノベーション会議の下で検討を開始し、来年度から順次実施する。

民間からの研究資金の間接経費についても、産学連携を加速する観点も踏まえ柔軟に措置されるよう、内閣府が本年中を目途に民間への理解の促進を図る。

なお、運営費交付金と競争的経費(研究費に限らず公募型の経費全てを含む。)による大学のデュアルサポートシステムの再構築を図るための方策(持続的なシステム改革の継続のための方

策等)についても本年度中に結論を得て来年度から順次開始する。あわせて、科学研究費助成事業について、審査分野等の基本的構造の見直しを進め、挑戦性・融合性等を強化しながら、多様で独創的な学術研究に、裾野広く一定程度腰を据えた研究資金の配分を行う。

③ 研究開発法人の機能強化と「クロスアポイントメント」制度の 積極的な導入

研究開発法人を中核として、分野・セクターの枠を超えて産学官の積極的な参画を促進するイノベーションハブの形成及びその機能強化や、革新的な技術シーズを事業化に結び付ける「橋渡し」機能の更なる強化を図る。

このため、例えば、国際頭脳循環のハブとして、世界的な研究 リーダーの育成に取り組む国立研究開発法人理化学研究所、国 立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等において、クロスアポ イントメントや民間との共同研究の推進、年俸制の導入の促進、 民間アイデア・技術の結集・活用等について目標設定を行う。

また、上記の各国立研究開発法人等とともに、特に、国立研究開発法人物質・材料研究機構(物材機構)、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人森林総合研究所など来年度に新たに中長期目標期間の開始年度を迎える国立研究開発法人について、クロスアポイントメントや共同研究の一層の推進等を中長期目標に明確に位置付ける。

さらに、昨年12月の「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」を踏まえ、大学、研究機関及び企業において広く同制度がより一層積極的に活用されるよう、導入の促進を図る。

加えて、国立研究開発法人について、研究開発に係る物品・役務の調達、自己収入の取扱い、経営努力認定、中長期目標期間を超える繰越し等の柔軟化といった運用改善を図る。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく調達に関する新たなルールや随意契約によることができる具体的なケースの提示による調達合理化の取組を進め、あわせて、入札における競争性確保の重要性を勘案しつつ、随意契約によることができる限度額を国立大学法人の全体的な状況と均衡の取れたものとするなど基準の在り方も含め検討し、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達ができ

るよう取り組むとともに、独立行政法人会計基準の運用状況を 把握し、適切なマネジメントについて検討する。

さらに、世界トップレベルの研究開発成果を生み出す創造的 業務を担う法人を「特定国立研究開発法人(仮称)」として位置 付け、総合科学技術・イノベーション会議及び主務大臣の強い関 与や業務運用上の特別な措置等を定めた新制度を可能な限り速 やかに創設する。

④ オープンイノベーションの推進のための新たなイノベーション・サイクル・システムの構築

大学等と「橋渡し」機能を担うべき国立研究開発法人等の研究 機関を核としたオープンイノベーションの拠点(オープンイノ ベーションアリーナ)を中心に、技術シーズの橋渡しを受けた地 域企業が事業化を通じてグローバル企業に成長し、その収益が 研究資金へ還元され、更なる技術シーズの創出につながる好循 環の仕組み(イノベーション・サイクル)の構築を目指す。

このため、革新的な基礎研究力を有する大学と、産総研等の橋渡し研究機関の研究センターが近接し、相互の連携により、技術シーズが中堅・中小・ベンチャー企業を含めた幅広い分野の企業に橋渡しされ、迅速に事業化されるための新たな拠点を形成する。

また、ナノテク分野の産学官集積を目指す先行事例であるつくばイノベーションアリーナを含め、大学や産総研、物材機構等の複数の研究機関が共同で研究を円滑に進めるために必要な諸制度の改革(調達をはじめとする制度改善等)に取り組む。

自社技術の深堀り、取引先の拡大等に課題を抱える潜在的な成長余力のある地域の中堅・中小企業等が、地域経済を牽引する企業へと脱却・挑戦していくことを後押しするため、幅広い支援(研究開発支援、海外販路開拓支援、標準策定支援等)を拡充するとともに、それをきめ細かく提供する地域の支援プラットフォームを構築する。また、国が整備し、自治体等に提供を行っている、公的統計データや企業間取引データ等のビッグデータを可視化する「地域経済分析システム(RESAS)」の利用を促進するとともに、必要に応じて、地域資金循環や企業の保有特許等に関するデータの追加も検討する。【後掲】(「6.地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新」において記載。)

ii)地域イノベーションの推進

大学、研究機関、企業といった地域に存する各主体のミッションを明確化し、クロスアポイントメント制度の活用等を通じて人材・技術の流動化を図るとともに、地域に閉じず全国のリソースを積極的に活用する仕組みを構築する。このため、以下の施策を推進する。

① 目利き人材による全国規模での産学官マッチング機能の強化

大学、中堅・中小企業、大企業間のシーズ・ニーズのマッチングを行う戦略分野コーディネータ及びマッチングプランナーの連携を促進するため、地域金融機関、公設試等と協力しながら、それぞれの有する情報やマッチング実績等に関する情報交流を行う場を本年度中に創設する。

② 産学官連携による集積の形成

地域の将来ビジョンに基づき、地方自治体、大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、研究機関、企業が連携する異分野連携研究開発拠点を2019年度末までに2カ所以上形成する。

③ 地域中小企業の知財戦略強化

知財総合支援窓口の体制強化、地域の中小企業支援による先導的な知財ビジネスマッチング活動に対する支援、地域中小企業と大企業等との知財連携を促進するための知財橋渡し人材の地域の公的機関等への配置等により、中小企業の知財意識を高め、中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%(2013年度は約12%)とする等、知財の利活用を推進する。

また、中小企業・小規模事業者の様々な経営課題にワンストップで対応する相談窓口であるよろず支援拠点及びよろず支援拠点全国本部の体制を強化し、知財に関する潜在ニーズの発掘や、大企業等の関係での知財保護・紛争未然防止・訴訟対応等の相談を含め、2016年度までに1年あたりの知財支援件数を倍増させ2,000件(2014年度は約1,000件)とする。

さらに、審査官が地方に出向いてユーザーニーズを踏まえた 迅速かつ的確な面接審査を実施するなど地方における権利化支 援の推進に必要となる審査体制の整備・強化を行い、2020 年度 までに1年あたりの面接審査件数を倍増させ1,000件(2014年 度は約500件)とする。

④ 戦略的な標準化の推進

「新市場創造型標準化制度」等を活用し、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を2020年までに100件実現するため、自治体や地域経済団体等の企業支援担当者に対する標準化研修の実施、一般財団法人日本規格協会における標準化専門人材の体制強化等により、中堅・中小企業等の標準化案件に対する相談から標準策定及び認証までの支援体制を強化する。

iii)「ロボット新戦略」の推進等

① 「ロボット新戦略」の推進

「ロボット新戦略」に基づき、次世代技術開発や規制制度改革 をはじめとする分野横断的取組及び分野別取組を着実に推進し、 ロボット革命を実現する。

規制制度改革に関しては、

- ・ ロボットの制御、画像データの伝送、障害物等の検知のためのセンシング等に必要となる電波利用に関連した制度整備に係る検討を来年度末までに行い、2017年度以降、必要な措置を講ずる。
- ・ ロボット技術を活用したものを含む新医療機器の医薬品 医療機器等法に基づく承認審査期間について、2018 年度ま でに通常審査品目につき 14 か月以内、優先審査品目につ き 10 か月以内とする割合を 80%とする。
- ・ 搭乗型移動支援ロボットについて、茨城県つくば市等の公道実証実験の結果に係る構造改革特区推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえ、これまで、構造改革特別区域に限り可能であった搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験が全国において実施可能となるよう、同区域において認められてきた特例措置(公道実証実験に用いる搭乗型移動支援ロボットの車両区分や保安基準に係る特例措置等)を本年度中に全国展開する。その上で、企業実証特例制度の活用も含め、道路交通法・道路運送車両法上の取扱いについて、引き続き検討する。無人農機が農地に向かう際の公道の走行については、国際約束との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。
- ・ 小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術 的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型 無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に

関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取組を進める。とりわけ緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに必要な法案を取りまとめ、今国会にも提出することを目指す。その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。【再掲】

・ 公共インフラの維持・保守及び災害対応におけるロボット の活用に関しては、次世代社会インフラ用ロボットについ て、現場における検証・評価を行うとともに、試行的導入 に向けた評価手法の検討等を行い、速やかな本格導入を図 る。【後掲】(「テーマ3:安全・便利で経済的な次世代イン フラの構築」において記載。)

本年4月から開始した、災害対応分野等での新たなロボット技術の実証フィールドである「福島浜通りロボット実証区域」の取組を推進し、陸上・水中・空中のあらゆる分野におけるロボット開発の集積拠点とする。

また、ロボット革命イニシアティブ協議会を中心に、国際標準化の優先分野やセキュリティ対策を含めた IoT による新たなビジネスモデルの創出に向けた戦略を策定する。ドイツのインダストリー4.0プラットフォームやアメリカのインダストリアル・インターネット・コンソーシアムと新たなビジネスモデルの創出に向けた協力等について連携を推進する。

さらに、ロボット・AI 分野において、データ駆動型社会で日本が技術的に世界をリードするために必要となる重要な要素技術等の革新的な次世代技術の研究開発等については、総合科学技術・イノベーション会議と連携を図り、効果的・効率的に実施する。

加えて、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に合わせ、ロボットの研究開発を加速し、実社会への導入・普及を図る一つの方法として、様々なロボットを対象とした競技会や実証実験等を行う「ロボットオリンピック(仮称)」を開催する。

② 長期的な国の成長の原動力となる基幹技術の推進

海洋資源調査・開発技術、次世代衛星・ロケット技術、次世代

航空機技術、自然災害観測・予測・対策技術、サイバーセキュリティ技術など長期的な国の成長の原動力となる基幹技術の開発、社会実装を産業界と連携し府省横断で推進する。

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「政府情報システムのクラウド化等により、今後5年間(2018年度まで)で政府情報システムの数を現在の1,450から半減、8年間(2021年度まで)で運用コストの3割圧縮。」(2012年度システム数:1,450、2013年度運用コスト:3,998億円)

⇒システム数:1,238(2013年度末)

運用コスト: 3,748 億円 (2014 年度予算額)

《KPI》「2015年度中に、世界最高水準の公共データの公開内容(データセット1万以上)を実現。」

⇒データカタログサイト (DATA. GO. JP) において、データセット数 1万以上を達成 (本年5月時点で1万3,000)。

《KPI》「今後4年間(2017年度まで)で、スキル標準の企業における 活用率を現在の20%から25%以上。」

⇒2014年度の時点で27.1%を達成。

(2) 施策の主な進捗状況

(個人情報保護法等の改正により、パーソナルデータの適正な利活用を促進)

・ビッグデータ時代に対応すべく、「匿名加工情報」について企業が自由に利活用できる枠組規定や、独立した第三者機関の設置、不正に個人情報を提供した場合の罰則規定など、個人情報の取扱いについて保護と利活用をバランスよく推進する環境の整備や、預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務等にも利用可能とするための、マイナンバーの利用範囲の金融分野及び医療等分野への拡大を内容とする、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(個人情報保護法及びマイナンバー法の改正)を、本年3月に国会に提出した。

(電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立し、情報通信分野の 競争等を促進)

・本年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立した。 市場支配的事業者に対する規制緩和や、移動通信ネットワークの 開放ルールの充実等を行い、MVNO (Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)のビジネス環境の整備等に取り組み、公正かつ適正な市場競争環境の構築を推進する。また、訪日観光客等が我が国に一時的に持ち込む携帯電話端末及び無線 LAN 端末等の円滑な利用を可能とした。

(政府情報システムの改革を推進)

・本年3月に、政府情報システムの統廃合やクラウド化に向けた 「政府情報システム改革ロードマップ」の見直し等を行い、政府 情報システム数については、2018年度までに約6割の削減、運用 コストについては、2021年度を目途に約2割の圧縮を見込んでい る。

(データカタログサイト本格版を運用開始)

・公共データの民間開放として、昨年 10 月にデータカタログサイト (DATA. GO. JP) の本格版の運用を開始した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

マイナンバー制度の運用開始やパーソナルデータに関する法律の見直し等により、国の行政機関や地方公共団体等において、個人情報の効率的な情報管理や、複数機関間での迅速かつ確実なやり取りが可能となる。国民の IT リテラシーの向上を図りつつ、このような新たな「IT 利活用基盤」を最大限に活用し、IT 利活用をより一層加速させることで、産業振興と国民生活の豊かさの実現を推進する。このため、「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)を強力に推進し、以下の施策を講ずる。

i) 国民・社会を守るサイバーセキュリティ

IT が国民生活や経済活動の不可欠の要素となっている現在において、国民が安全で安心して暮らせる社会や、経済社会の活力の向上・持続的発展を実現するためには、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出が求められる。

このため、今後策定予定の「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、 我が国のサイバーセキュリティ基盤を築くための取組を抜本的に強 化・拡充することとし、政府機関や民間企業等における対応能力の抜 本的強化を図るとともに、サイバーセキュリティ確保に向けた基盤 強化を推進する。

① 政府機関等の対応能力の抜本的強化

今般の日本年金機構からの情報流出事案は、重要な個人情報を取り扱う政府機関等に対する信頼性を揺るがしかねないものであり、サイバーセキュリティ確保のため、基本的な対策の徹底に加え、従来の枠を超えた対策を最大限講じなければならない。このため、サイバー攻撃に対する検知・分析・対処能力や監査等について、専門性を有する独立行政法人を含め内外の専門家の叡智を結集して質・量の両面で充実・強化することにより、再発防止を徹底することとし、下記に掲げる具体的な対策を早急に講じていく。

まず、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)における政府機関等の情報システムに対する横断監視について、中央省庁に加え、独立行政法人や、府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人等についても、公平な受益者負担に留意しつつ段階的に監視対象に追加するとともに、監視手法についても高度化を図る。具体的には、政府機関・情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム(GSOC)システムの検知・解析機能、運用体制の強化に係る方針を早急に定め、所要の措置を講ずる。

また、NISC が本年度より実施する第三者的監査について、今後、中央省庁に加え、独立行政法人や、府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人等も対象として、これらの法人が受ける監査に係る政府機関の方針を早急に定め、所要の措置を講ずる。

加えて、業務効率にも留意しつつ、大量の個人情報等の重要情報を取り扱う情報システムのインターネット等からの分離や政府機関等における全面的なクラウド移行を見据えた対策強化、更に各府省庁の情報システムの集約化に合わせたインターネット接続口の早急な集約化を行うことによる攻撃リスクの低減等を含む政府機関等の対策方針を早急に取りまとめる。

さらに、NISC において高度セキュリティ人材の民間登用を含む一層の機能強化を進める。

これら施策を含めたサイバーセキュリティ対応能力の抜本的な強化に係る施策の推進に当たり必要となる予算や体制についての措置を講ずる。具体的には、サイバーセキュリティ施策の推進のために追加的に必要な経費等については、業務・システム改革その他施策の見直しによる行政の効率化等によって節減した費用等を振り向ける。

② マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化

マイナンバー制度については、制度上・システム上の両面から様々な安全管理措置を講じている。例えば、各行政機関の個人情報は、これまで通り各行政機関で分散して管理され、個人情報が一つの機関において一元管理されることはない。また、各行政機関間での情報のやり取りも、マイナンバーそのものを連携キーとするのではなく、機関ごとに異なる符号を振り出し連携キーとする方針を採用しており、行政機関間を遮断する仕組みとなっている。さらに、独立した第三者機関である特定個人情報保護委員会がマイナンバーの取扱いに関する監視・監督を行うほか、万が一、正当な理由なくマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合などは、重い罰則が適用される。

これに加え、地方自治体のマイナンバーのセキュリティ監視・ 監督機能を十分に発揮させる観点から、特定個人情報保護委員 会が、関係機関と連携し、専門的・技術的知見を有する体制を立 ち上げるとともに、監視・監督方針を速やかに策定するなど、本 年度中を目途に、監視・監督体制を整備する。また、総合行政ネ ットワーク(LGWAN)について集中的にセキュリティ監視を行う 機能を設けるなど、GSOC との情報連携を通じ、マイナンバーシ ステムに係る国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する とともに、地方自治体のセキュリティ対策に関する支援機能の 強化を図ること等により、マイナンバー制度のセキュリティ確 保を徹底する。

さらに、マイナンバー制度における官民連携を実現する認証 連携のための枠組みについて検討を行い、本年中を目途に取組 方針を策定する。

③ 民間企業における対策の促進

ア) 市場原理を活用したセキュリティ対策の促進

日本年金機構の事案は、単なる個別法人の問題ではない。政府関係機関はもちろんのこと、民間企業においても同様の事態が生じかねない危機に直面している現実と正面から向き合う必要がある。このため、民間事業者のセキュリティ強化を促進する。

具体的には、サイバーセキュリティを確保するために企業経営上行うべき事項を明確化したサイバーセキュリティ経営ガイドラインを本年度中に策定するとともに、国際標準等に基づ

く第三者評価・監査の来年度からの実施を推進する。また、企業の取組の見える化を通じてセキュリティ強化を促進するため、企業等におけるサイバーセキュリティ対策の取組等に係る情報開示ガイドラインを本年度中を目途に策定する。なお、サイバーセキュリティ保険の普及により、リスクファイナンス市場からの評価に関する意識が高まることが期待される。

イ) 重要インフラに関する対策

人々の日常生活・経済活動に必要不可欠な社会基盤(重要インフラ)については、標的型攻撃など組織的かつ高度なサイバー攻撃を受けた場合、その影響が大きいことから、サイバーセキュリティ対策の一層の推進が求められる。具体的には、急速な IT 化や技術進展等を踏まえ、重要インフラの対象範囲について継続的に見直しを行うとともに、標的型攻撃や脆弱性等に関する情報を効果的かつ迅速に関係者間で共有するための体制整備及び基盤構築、官民の枠を超えた実践的な演習・訓練の実施、制御機器のセキュリティ認証の推進などをはじめ、インシデントに対して官民を挙げて迅速に対応できるようにするための更なるセキュリティ強化策の具体的内容について、本年末を目途に結論を得る。

④ サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化 (技術力の強化・産業育成、人材育成)

ア) 技術力の強化・産業育成

サイバーセキュリティ技術を強みとする国際競争力のある企業、産業を創出・育成することで、国全体のセキュリティレベルの向上につなげていくことも重要である。このため、戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の枠組み等によりサイバーセキュリティ確保のための技術開発を推進するとともに、セキュリティ関連技術の国際標準化の推進、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の支援事業や政府系ファンドによるベンチャー企業や国内外で大規模に活躍できる企業の育成など、サイバーセキュリティ産業の成長産業化に取り組む。また、今後の成長産業と見込まれる IoT 分野に係るセキュリティの確保は、我が国経済の成長の核となる。このため、国が推進する IoT システムに係る事業について、本年度末を目途に、総合的なセキュリティガイドラインを策定する。

イ) 人材育成

顕在化・深刻化しているセキュリティリスクや、急速な技術 革新とともに高度化するサイバー攻撃への対策を確かなもの とするためには、それを支える人材の育成が急務である。

このため、初等中等教育段階からのプログラミングや情報モラルに関する教育を充実させる。また、高等教育機関において、大学等における実践教育ネットワークの構築に向けた取組、国立高等専門学校におけるセキュリティ教育プログラムの開発を推進するとともに、産業界と連携した実践的なセキュリティ教育の普及等を図る。

さらに、企業等の経営におけるセキュリティ対策の責任者を 育成するためのセキュリティマネジメント試験を来年春に導 入する。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、高度な実践的人材の育成を強化する。このため、産学官の協力体制構築に向け、緊密な連携や情報共有の促進に加え、実践的なサイバー演習環境をクラウド環境で整備する。また、実践的な教材の産学官共同開発を支援する。さらに、官民連携によりサイバーセキュリティに従事する者の実践的な能力を適時適切に評価できる試験制度の充実を図る。

また、国民一人一人が自発的にセキュリティに係る知識を習得できるよう、オンライン教材の開発及び活用を推進する。

これらを含め、人材育成に係る施策を総合的に推進するため、 本年度中に「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針(仮 称)」を策定する。

⑤ サイバー犯罪対策の強化

国民や民間企業等のIT利活用における安全・安心の確保は我が国の成長戦略を確固たるものとするための前提であり、それを脅かすサイバー犯罪に対する対策強化は官民が連携して取り組むべき喫緊の課題である。

このため、犯罪捜査のみならず、民間企業のセキュリティ対策を強化するためにも重要な事後追跡可能性を確保するため、重要インフラその他の社会インフラを担う事業者、サイバー関連事業者を始めとする民間企業等の事業活動に関し、法令等に基づき適切な対策がなされるよう必要な取組を推進する。

また、インターネット観測の高度化等により情報収集・分析機

能を強化するほか、民間の知見を活用した訓練を通じて捜査力を充実強化するとともに、サイバー関連事業者等の民間企業との技術協力を推進し、不正プログラムの解析等のための技術基盤の強化に取り組むことにより、脅威への対処を的確に推進する。あわせて、官民の人事交流や情報交換を積極的に推進し、分析や対処により得られた被害防止等に資する情報を全体で蓄積・共有し、社会全体の対処能力の強化を図る。

ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

本年 10 月から導入されるマイナンバー制度についても、i)にあるセキュリティ対策の強化と歩調を合わせつつ、利活用範囲の拡大等を進めていくこととする。

① マイナンバー利活用範囲の拡大

マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、来年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。

さらに、在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

来年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用や ATM 等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。

加えて、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017 年度のワンストップサービスの抜本拡大に合わせ、全都道府県が共同利用できるシステムを構築し、必要な制度上の措置を講ずることにより、提出書類の合理化等を図る。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を 図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明 書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の 人口の合計が6千万人を超えることを目指す。さらに、住民票を 有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の 公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始 を目指し、検討を進める。

③ 個人番号カードによる公的資格確認

2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。

加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

④ マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

⑤ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の 効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステ

ム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫 した電子化を 2017 年度から順次開始する。

また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

⑥ 年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金 保険料の徴収強化・行政効率化

国民の利便性の向上及びマイナンバー制度の利用促進等のため、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」(平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム)を着実に実施する。

具体的には、国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック免除申請の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続の簡素化等を実施していく。

また、法人の利便性向上の観点から、マイナンバーの利用開始 にあわせて、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を 統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組みを構築する等の取 組を行う。

iii)情報の円滑な流通やビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備

マイナンバー制度の運用開始、パーソナルデータに関する法律の見直し等により、IT 利活用の基盤が整いつつある中、IT 利活用による、生活や経済活動における安全・安心と利便性や真の豊かさを、国民が実感できるようにするため、従来の対面・書面原則を転換し、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、以下の事項等について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。

- 安全・安心な情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設
- ・ マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた

申請等の電子化・ワンストップ化

- 個別法令で規定されている申請等の手続のオンライン化
- ・ 企業のサイバーセキュリティ経営の促進
- ・データを活用した新たなビジネスモデルを創出する企業の チャレンジを促進する環境整備
- ・ シェアリングエコノミー等の新たな市場の活性化 等

iv) IT 利活用の更なる促進

① 地方創生に資する IT 利活用の促進

地方公共団体による「地方版総合戦略」の策定・実行に必要なIT の効果的な導入方針や国の支援方針を定めた「地方創生 IT 利活用促進プラン」(平成 27 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定)に基づき、政府 CIO や成功経験者等の地方公共団体等への派遣等による IT 人材支援、地域 IT スタートアップファンドの創設と地方の起業家人材発掘・展開、地域サービスイノベーションクラウド等によるベンチャー・中小企業等支援、及び、ふるさとテレワーク推進等による企業や雇用の地方への流れの促進、女性や高齢者等が活躍できる働き方改革等に取り組み、IT 利活用の推進による雇用創出や産業活性化を促進する。

また、ICT 街づくりの実証プロジェクトにおいて得られた成果 (成功モデル)等のうち、具体的な成果が上がっている又は今後の普及展開が見込める分野(鳥獣被害対策、林業、個人番号カードの利活用等)について、受益者の範囲や事業性を踏まえた重点化を図り、自立的・持続的な事業運営(事業化)の構築を促すことにより、普及展開の状況を踏まえて国としての関与は順次縮小を図りつつ、2020年度までに100自治体以上(自主財源によるものを含む。)への成功モデルの自立的な普及展開を目指す。

② 企業における攻めの IT 経営促進【再掲】

③ 地方中小・小規模事業者等による IT 利活用の促進

地域のITコンサル人材と中小企業支援機関によるネットワークと、本年中を目途に整備するクラウド事業者やブロードバンド事業者等も参画した体制の連携により、地方の中小・小規模事業者等におけるブロードバンド・ネットワーク及びクラウドサービス等のIT利活用を促進する。

④ 国・地方の行政の IT 化と業務改革

国民にとって有益で、かつ、利便性の高い行政を実現することで経済成長を促進するため、「e ガバメント閣僚会議 国・地方IT 化・BPR 推進チーム第一次報告」(平成 27 年 6 月 29 日国・地方IT 化・BPR 推進チーム)を踏まえ、内閣情報通信政策監を中心に国・地方の業務改革・IT 化を推進する。

具体的には、2017年7月の地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始以降、マイナンバー制度を活用した子育てワンストップサービスの検討を進めるなど、行政サービスのオンライン改革を進める。また、各府省個別業務の効率化・省力化、行政サービスの改善等に向けた業務改革を進め、政府情報システムに関する運用コストを削減するとともに、公務の能率化に取り組む。

地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮(3割減)を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、来年夏に結論を得るべく、検討を進める。

⑤ IT 産業の構造改革による競争力の強化

IT 産業は、もともと、業務プロセスをコンピュータプログラミングで書き下していく労働集約的な産業であったが、近年、汎用的なパッケージソフトやクラウドサービスの登場等もあり、作業の効率化が図れるようになったことや、IT の役割がコスト削減から付加価値創造にシフトしつつあることから、欧米諸国においては、創造的なシステムの提供・提案による知識・能力集約的な産業に転換が進んでいる。

また、ビジネス変革のスピードに対応した、アジャイルと呼ばれる機動的なシステム開発手法の登場やセキュリティリスクの高まりは、システム開発・運用に高度なマネジメント能力を要求するようになってきている。

しかし、日本の IT 産業では、未だに、決められた要件に従ってプログラミング作業を行い納品するビジネスモデルが根強く

残り、このため、労働コスト削減のための丸投げ下請け慣行・多 重下請構造から抜け出せず、低生産性でかつセキュリティリス クの高い構造に陥っている。

この状況を脱却するためには、丸投げ下請を防止し、能力・成果・リスク等を適切に評価した取引を推進していくことが必要であり、この観点から、下請代金支払遅延等防止法(下請法)等の法令の適用及びその他の取引適正化の取組についての考え方を示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の IT 産業分野についての見直しを本年度中に行うとともに、下請法に違反する取引については、厳正に対処していく。

さらに、本年度中に策定するサイバーセキュリティ確保に係るガイドラインにおいても、情報システムの発注者のセキュリティマネジメント上の責任を明確化し、あわせて丸投げ下請の防止を図る。

⑥ パーソナルデータの利用環境整備

独立行政法人等の保有する情報の適正な利活用のため、独立 行政法人等における個人データを匿名加工したデータの取扱い 等について、次期国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

本年通常国会に提出した改正個人情報保護法において導入される匿名加工情報を活用するとともに、その適正な運用を監督する個人情報保護委員会の体制強化を進める。

また、例えば、医療・健康分野などの各種データについて、本人同意に基づき個人の情報を収集・管理し、各種サービス事業者や研究機関による各種サービスの質の向上等につなげるために、収集手続の簡略化を許すとともに、代理機関(仮称)の設置について検討し、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。

⑦ 医療・介護等分野における ICT 化の徹底【後掲】

(「二. 戦略市場創造プラン」「テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸」において記載。)

⑧ オープンデータの利活用

オープンデータの利活用による新産業・新サービスの創出に向け、成功事例の発掘と発信、他地域・他分野への展開を図るために、民間団体と連携し、本年度からビジネスや課題解決のユー

スケース集である「オープンデータ 100」の収集・配信を開始する。また、来年度を目途に、地方公共団体等の公共機関や民間企業に対し、オープンデータの公開・分析・利活用に係る手段・ノウハウ等を伝道する「オープンデータ伝道師」の任命と派遣活動等を支援する仕組みを構築するとともに、ウェブ上で誰でも参加可能な MOOC 講義 (Massive Open Online Courses:大規模公開オンライン講座)「データサイエンス・オンライン講座」の拡充など、データサイエンスカの高い人材育成を推進する。

加えて、公的統計データにおけるオープンデータの先進化を図るため、本年度は、提供する統計データの形式、提供方法の検討及び課題の把握・整理を目的とする LOD (Linked Open Data)等についてのオープンデータのモデル事業、並びに、大学関係者等、研究分野の利用者とのデータ利用方法についての具体的検討を行い、モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、来年度よりLOD等のデータ提供の実施や手引書の策定等を行う。

また、地方公共団体におけるオープンデータの取組を推進するため、地方公共団体が保有するデータを集約・公開する「公共クラウド」を含め、国のデータカタログサイト(DATA. GO. JP)から横断検索できる仕組みを、来年度中に構築する。

さらに、我が国企業等の海外展開を支援する観点から、国が保有するデータのオープン化が進められていない海外諸国に対し、公共データの民間開放と、民間における公共データの利活用を促進するために、アジア諸国等を対象に、オープンデータの公開・利活用に関するノウハウや、アプリ、システム等のパッケージ展開を、来年度より我が国企業が事業展開を行っている国(10か国程度)から開始する。

⑨ 社会全体の ICT 化のための IoT 推進体制の構築

膨大な IoT からの情報をリアルタイムに収集し、人工知能によるビッグデータ解析等により、自律型走行車、小型無人機も含めた様々な用途の ICT システムの高精度かつセキュアな制御を可能とする共通的な ICT プラットフォーム技術等の確立や、広範で先進的な社会実証を推進するため、民間企業、大学、標準化団体等から構成される産学官連携による IoT 技術開発・実証推進体制として、スマート IoT 推進協議会(仮称)を創設し、2018年度までに必要な技術を確立し、更に社会実証を推進する。

⑩ 若年層に対するプログラミング教育の推進

IoT 型未来社会においては情報活用能力の育成が求められており、また、諸外国で初等中等教育段階からのプログラミング教育の導入が進んでいることを踏まえ、これまでの学校教育や民間企業、NPO 法人等による取組成果を活用しながら、本年度中に小・中・高等学校におけるプログラミングに関する指導手引書を策定したうえで、来年度中に教育現場での活用を促進するとともに、プログラミングも含めた情報活用能力の育成に関する体系的な指導モデルの策定や、学校教育における円滑な ICT 利活用を図るための支援員の養成に着手する。

あわせて、プログラミング教育の推進に関する取組及び裾野拡大のため、地方公共団体や NPO 法人、民間企業及び大学等による普及促進体制を構築し、来年度中に地方公共団体等によるプログラミング教育の取組支援やガイドラインを策定する。また、2017年度には高度な言語によるプログラミング教育の取組支援を開始し、系統的なプログラミング教育の実現を図る。

⑪ 教科書のデジタル化

教育における情報化の進展や、アクティブ・ラーニング等の課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の必要性の高まり、その他デジタル教科書・教材の位置付けの検討に関する各種提言等を踏まえ、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行い、来年中に結論を得る。

⑩ IT 分野における外国人材の活躍促進【再掲】

v)未来社会を支える情報通信環境整備

① 需要増大・新サービスの提供に向けた移動通信システム用の周波数帯の拡張の実現

スマートフォンの高度化や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた無線周波数の需要増大等に対応するため、無線周波数の共用等の技術開発や、公共業務用無線の周波数移行又は周波数共用についての検討を進め、移動通信システム用の周波数帯の拡張を2018年度までに実現する。

特に、IoT や小型無人機等のための新たな電波利用システムに 使用可能な周波数帯の拡張については、情報通信審議会で検討 し本年度中に結論を得る。

② モバイル分野の競争促進・利用環境整備

モバイル分野における競争促進・利用環境整備に向けて、携帯電話の期間拘束・自動更新付契約に関して、主要携帯電話事業者による契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長や、更新月のプッシュ型通知の本年中の実現を推進する。さらに、こうした取組の推進と併せて、期間拘束・自動更新付契約の在り方についても検討を行い、本年中に結論を得る。

また、携帯電話番号ポータビリティを利用した MVNO への乗換手続の迅速化を本年度中に実現することによって、利用者が即時に MVNO サービスを利用できる環境を整備する。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた訪日外国人向け SIM カード販売や、IoT 時代の M2M サービスなど、多様で廉価で豊かなサービス提供を通じて利用者利便の向上に資するため、MVNO による加入者管理機能の保有・運用を含めたモバイルネットワークの機能の開放について、主要先進諸国における MVNO に関する制度・運用状況を参考にしつつ、事業者間協議を促し、検討を進める。

③ 無料公衆無線 LAN 環境の全国整備の促進

訪日外国人の地方への呼び込みによる我が国観光産業の活性化や、国民の災害時の情報収集・伝達手段の確保、新たなイノベーションの創出による投資促進のため、地方公共団体等において関係事業者・団体等で構成される官民連携の推進体制を通じ、先進事例の共有等による民間事業者提供拠点の活用促進を図るとともに、地方公共団体等への支援強化等を進め、主要な観光・防災拠点における無料公衆無線LAN環境の整備を2020年に向けて推進する。

また、訪日外国人対策として、無料公衆無線 LAN 環境の整備については「SAQ² JAPAN Project」に基づく取組と連携して進め、外国語対応の強化については「グローバルコミュニケーション計画」に基づく取組と連携し、観光案内所や交通機関等において最新の多言語音声翻訳システムを積極的に活用することとする。

④ 4K・8K 技術の展開

チャンネル数拡大に向けた新たな伝送路の確保のため、技術

的実証と周波数割当等の必要な制度整備を 2017 年までに行い、 2018 年までに衛星放送において実用放送を実現する。

また、医療及び教育分野においてこれらの技術を活用し、遠隔 医療や教育の質の向上を図るべく、本年度中に利活用方策の具 体化を行い、来年度中に必要な技術を確立する。

- 5. 立地競争力の更なる強化
- 5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFIの活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/ 都市の競争力の向上
 - (1) KPI の主な進捗状況
 - 《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、 日本が先進国3位以内に入る(2014年19位)。」
 - ⇒2015年19位(前年と同順位)
 - ※各項目における評価に概ね大きな変動はなく、前年同順位にとどまる。
 - ※ランキング手法の変更により、2014 年時点での順位は 15 位から 19 位に 修正。
 - 《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 3位以内に入る(2012 年 4 位)。」
 - ⇒2014年4位(前年と同順位)
 - ※「文化・交流」の項目では、海外からの訪問者数等で指数が上昇し、順位が8位から6位に上昇する他、「居住」の項目では完全失業率のスコアが向上し、順位が20位から17位へ上昇。一方、「環境」の項目においては、データ収集方法の見直しがあり、順位が1位から9位へ低下。総合ランキングは、3位のパリとのスコア差を2年連続で僅かながら縮めているが、前年同順位にとどまる。
 - 《KPI》「今後 10 年間(2013 年~2022 年)で PPP/PFI の事業規模を 12 兆円に拡大する(2012 年度まで 4.2 兆円(2014 年3 月時点の数値))。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、2022 年までの 10 年間で 2~3 兆円としている目標を 2016 年度末までの集中強化期間に前倒しする。」
 - ⇒2013 年度の PPP/PFI の事業規模は、2,289 億円 (2015 年 5 月時点の数値)
 - ※公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業となる仙台空港については、昨年6月に事業者の公募に関する手続を開始。関西国際空港及び大阪国際空港については、昨年11月に事業者の公募に関する手続を開始。今後、それぞれの空港において今年度末までに事業開始予定。
 - 《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 19.2 兆円)。」

⇒2014 年末時点: 23.3 兆円

(2) 施策の主な進捗状況

(国家戦略特区の成果と現状)

- ・大胆な規制改革等の突破口である「国家戦略特区」については、2013年12月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、昨年5月に6か所の具体的区域(「東京圏」(東京都9区、神奈川県、千葉県成田市)、「関西圏」(大阪府、兵庫県、京都府)、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市」、「沖縄県」)を指定した後、同年6月の「関西圏」及び「福岡市」を皮切りに、10月までにすべての区域の区域会議を立ち上げ、これまでの1年間に合計17回の区域会議を開催した。
- ・また、昨年1月から制度全体の司令塔である国家戦略特別区域諮問会議を合計14回、高い頻度で開催することにより、これまでに、医療、雇用、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野における現在の規制改革事項を活用した、合計68もの事業について内閣総理大臣の認定を行った。具体的には、
 - 東京圏において、我が国初の取組である、外資系企業やベンチャー企業等の開業に係る相談及び各種申請手続のための窓口を集約した「開業ワンストップセンター」を設置
 - 東京圏、関西圏及び福岡市において、医療分野(保険外併用療養や病床規制の特例等)、都市再生・まちづくりの分野(都市再生法や道路法の特例等)に加え、雇用ルールの周知や個別労働関係紛争の防止等を目的とした、弁護士等が無料で助言等を行う「雇用労働相談センター」を設置
 - 新潟市及び養父市においても、農業委員会と市町村の事務分担や農業生産法人の役員要件緩和に関する特例等の農業分野の改革を実施

するなど、規制改革の成果となる以下の各種事業を、目に見える 形で迅速に実現してきている。

① 東京圏 (国際ビジネス、イノベーションの拠点) 認定事業数:27 事業

区域計画認定日:平成 26 年 12 月 19 日、平成 27 年 3 月 19 日、 6 月 29 日

- ・ 都市再生特別措置法の特例(1事業)
- ・ 都市計画法の特例(5事業)
- ・ エリアマネジメントに係る道路法の特例 (4事業)
- ・保険外併用療養に関する特例(6事業)
- ・ 病床規制に係る医療法の特例 (6事業)

- ・ 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 (3事業)
- ・ 雇用労働相談センター (1事業)
- ・開業ワンストップセンター(1事業)
- ② 関西圏 (医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援) 認定事業数:8事業

区域計画認定日:平成 26 年 9 月 30 日、12 月 19 日、平成 27 年 3 月 19 日

- ・ 保険外併用療養に関する特例 (3事業)
- ・ 病床規制に係る医療法の特例(1事業)
- ・ エリアマネジメントに係る道路法の特例(1事業)
- ・ 歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例(1事業)
- ・ 設備投資に係る課税の特例(1事業)
- ・ 雇用労働相談センター (1事業)
- ③ 新潟市 (大規模農業の改革拠点)

認定事業数:14事業

区域計画認定日:平成26年12月19日、平成27年6月29日

- ・ 農業生産法人に係る農地法等の特例 (7事業)
- ・ 農業委員会と市町村の事務分担に係る特例(1事業)
- ・農家レストラン設置に係る特例(4事業)
- ・ 農業への信用保証制度の適用 (1事業)
- ・ 雇用労働相談センター(1事業)
- ④ 養父市(中山間地農業の改革拠点)

認定事業数:11事業

区域計画認定日:平成26年9月9日、平成27年1月27日

- ・ 農業委員会と市町村の事務分担に係る特例 (1事業)
- ・ 農業生産法人に係る農地法等の特例 (8事業)
- ・ 農業への信用保証制度の適用 (1事業)
- ・ 歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例(1事業)
- ⑤ 福岡市 (創業のための雇用改革拠点)

認定事業数:6事業

区域計画認定日:平成26年9月9日、9月30日、平成27年

6月29日

・ エリアマネジメントに係る道路法の特例(4事業)

- 病床規制に係る医療法の特例(1事業)
- ・ 雇用労働相談センター (1事業)
- ⑥ 沖縄県(国際観光拠点)

認定事業数:2事業

区域計画認定日:平成27年6月29日

・ エリアマネジメントに係る道路法の特例 (2事業)

- ・また、昨年10月には、「『日本再興戦略』改訂2014」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、教育、医療、雇用、保育、外国人材の受入れ促進などの幅広い分野に係る新たな規制の特例措置を定めた国家戦略特別区域法改正案を臨時国会に提出した。同法案は、審議未了で廃案となったものの、規制の特例措置を更に追加した上で、本年4月に国会に提出した。
- ・ さらに、本年3月には、規制改革により地方創生を実現し、手続の簡素化や専門家の派遣等、熱意ある地方自治体を総合的に支援するとの観点から、また、遠隔医療や小型無人機等の「近未来技術」の実証を行う区域としての要素も加味し、国家戦略特区の2次指定として「地方創生特区」、すなわち、
 - 「農林・医療の交流」のための改革拠点としての「秋田県仙北 市」
 - 「女性活躍・社会起業」のための改革拠点としての「宮城県仙台市」
 - 「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革 拠点としての「愛知県」

の3地域を指定することを、国家戦略特別区域諮問会議において決定した。

(PPP/PFI の活用に向けた集中強化期間における取組)

・仙台空港については、昨年4月に「仙台空港特定運営事業等実施 方針」を公表するとともに、募集要項等を同年6月に公表し、事 業者の公募に関する手続を開始した。また、関西国際空港及び大 阪国際空港について、同年7月に「関西国際空港及び大阪国際空 港特定空港運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項 等を同年11月に配布し、事業者の公募に関する手続を開始する など、仙台空港並びに関西国際空港及び大阪国際空港における取 組が先行して進められているところ。

- ・公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、専門的 ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等 の措置を講ずるためのPFI法改正法案を本年3月に国会に提出し た。
- ・公共施設等運営事業における更新投資等に係る税務上の整理について、昨年11月に大阪市が公表した実施方針(案)を前提に、繰延資産として取り扱われる等運営権者における処理を明らかにした。
- ・昨年6月に公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公 営企業の取扱い等に関する通知を総務省から発出した。同年8月 に民活空港運営法に基づく地方管理空港特定運営事業の実施に 係る指定管理者制度の取扱いについて通知を国土交通省から発 出した。
- ・民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする構造改革特別区域法改正案を本年4月に国会に提出した。
- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、空港、上水道、下水道分野等において、人的・ 財政的支援を実施するとともに、本年度より、地方公共団体が国 庫補助を受けて実施する公共施設等運営権方式の導入に向けた 調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講 じることとした。
- ・ 固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類等を原則として3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請(本年1月に総務大臣通知)した。あわせて、マニュアルの公表、特別交付税措置等により整備を促進しているところ。
- ・公営企業会計が適用されていない下水道事業及び簡易水道事業 を中心に5年間でその適用を行うよう地方公共団体に要請(本年 1月に総務大臣通知)した。あわせて、マニュアル等の公表、地 方財政措置等により整備を促進しているところ。
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定を促進するために、説明会等の実施、特別交付税措置等により、地方公共団体に支援をしていると ころ。
- ・ 内閣府において、公共施設等運営事業等の推進のための体制強化 を行った。

(国際競争力強化等のための交通政策基本計画の策定)

・総合的な交通政策の基本的な枠組みを定める交通政策基本法に 基づく交通政策基本計画が本年2月に閣議決定された。同計画に 基づき、産業インフラの機能強化等の諸施策を推進し、我が国の 国際競争力の向上を図るところ。

(都市の競争力の向上)

- ・国土交通大臣が認定した大規模で優良な民間都市開発事業において、2020年度までに約40か所とする目標のうち、昨年度は6か所が竣工したところ。
- ・昨年8月に施行された改正後の都市再生特別措置法に基づく都市の国際競争力強化に資する事業に対する金融支援を強化した。また、租税特別措置法に基づく大規模で優良な民間都市開発事業を強力に推進するための課税の特例措置を2017年3月まで2年間延長した。

(産業インフラの機能強化)

- ・ 首都圏空港の機能強化については、昨年8月に関係地方公共団体等が参画する首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会を設置し、羽田空港における飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について協議を行うなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの年間発着枠約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。
- ・横浜港の国際競争力を強化するため、昨年8月に、強制水先を1万トン(現行3千トン)へ緩和する(危険物積載船を除く。)等の結論を得て、本年8月から緩和を実施することとなった。昨年10月に、阪神港の特例港湾運営会社が経営統合し阪神国際港湾株式会社が設立され、12月には、同社に対して国が出資を行い、国・港湾管理者・民間の協働体制が構築された。
- ・本年3月に首都高速中央環状線が全線開通し、首都圏3環状道路 で最初に完成する環状道路となるなど、三大都市圏環状道路の整 備により、製造品出荷額の増加や大型の物流施設の立地など、民 間の投資を喚起する効果が発現している。

(コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を推進)

・都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度と地域公共交 通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画制度について 周知・普及活動を実施するとともに、関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を本年3月に設置し、地方公共団体向けの説明会やブロック別相談会の開催等により、地方公共団体の取組に対する省庁横断的な支援を進めている。

・地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業を支援するため、 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律が本年 5月に成立した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i)法人税改革

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

そのため、平成 28 年度税制改正において、平成 28 年度における 税率引下げ幅の更なる上乗せを図り、その後の年度の税制改正を含 め、数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指して、 改革を継続する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを 脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、経済・財政再生計画と の整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確 保をする。

実施に当たっては、経済・財政再生計画で定められた財政健全化の 目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ 行う。

ii)残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区により、本年度末までの集中取組期間内に、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくためには、第8回及び第11回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表(重点事項と改革スケジュール)」も踏まえ、残り1年弱の間に一層のスピード感を持って、大胆な規制改革を実現することが不可欠である。

このため、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種 取組を一層加速化することにより、引き続き、具体的な事業や提案ニ ーズに柔軟かつスピーディに対応し目に見える成果を打ち出してい くことが重要である。

また、特に1次指定した6区域におけるこれまでの取組に対しては、「国家戦略特別区域基本方針」(平成26年2月25日閣議決定、10月7日一部変更)に則り改革の成果を早急かつ厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。

a) 迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加など

6 区域はもちろん、地方創生特区としての指定が決定した3 区域についても、国家戦略特別区域法改正案に盛り込んだ追加事項を含め、規制改革を伴う特定事業等を、一刻も早く実行に移すことが必要である。このため、3 区域についても、政令による指定後、速やかに区域会議を立ち上げ、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた上で、本年秋にも特定事業を開始することを目指す。

なお、「東京圏」のうち東京都については、指定している他の府県 と同様、速やかに指定区域を全域に拡大する。

また、規制改革による地方創生に熱意のある地方自治体の取組を 一層推し進め、さらには、指定した特区間の競争を促すことにより 我が国全体の一層の経済活性化を図るため、遠隔医療や小型無人機、 自動走行といった近未来技術の実証を含め、本年内できるだけ速や かに、地方創生特区の第二弾の指定(国家戦略特区の3次指定)を 実現する。

b) 更なる規制改革事項等の実現

国家戦略特区に関し、これまでの積み残しや本年6月までに全国から募集した提案に加え、以下の規制改革事項のうち、国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、これまでと同様に、「全国規模又は少なくとも特区の二者 択一の下で改革を実現する」との観点から、特区内での特例措置は もとより、全国規模で適用する規制・制度改革等も組み合わせる。

他方、国家戦略特区に指定されなかった地域や盛り込まれなかった規制改革提案についても、必要に応じ、構造改革特区・総合特区や全国規模の規制改革措置として実現すべく、積極的に検討を進める。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年2回は提案募

集を実施する」としていることに基づき、全国の自治体や民間からの提案募集を、毎年着実に行う。

(遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進)

- ① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
 - ・ 処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
 - ・ あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達 が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。

② 遠隔診療の取扱いの明確化

・ 患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現 行の通知に記載された、離島・へき地の患者や特定(9種類) の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療 を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠 隔診療が可能であることを明確化するため、速やかに通知を発 出する。

③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入

・ 過疎化・少子化の進展に伴い小規模化している学校においても、 子どもたちが切磋琢磨する環境で充実した教育を受けること ができるよう、IT活用により遠隔地間を結んだ合同授業等について、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証し、導入に向けた新たなルール等を速やかに構築する。

④ 小型無人機に係る健全な利活用の実現

・ 災害監視・物流等の多様な分野における新産業の創出や国民生活の利便や質の向上等に資する小型無人機について、航空法改正等による運用ルールを早急に整備した上で、健全な利活用の実現、ひいては我が国の成長戦略に資するよう、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、特区制度を活用した新

技術実証を速やかに行うための必要な規制・制度改革に取り組む。これらの取組を含め、全国共通の必要な制度改革を不断かつ確実に進める。

⑤ 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化

・ 特区内における小型無人機の活用に関する実証実験や、ベンチャー企業等による製品開発等を推進するため、現在の特定実験試験局制度を見直し、混信等の問題を発生させないための調整をよりきめ細かく行うこと等により、免許が可能な範囲として告示する地域を、現在の地方支分部局の管轄区域ごとから市町村単位等ニーズに応じて柔軟に設定するとともに、迅速な手続の下、現在Wi-Fi等で広く活用されている周波数帯であっても、これを活用可能とする。

⑥ 完全自動走行を見据えた環境整備の推進

・ 我が国の経済成長を牽引する近未来技術の自動走行システムについては、「官民 ITS*構想・ロードマップ 2015」(平成 27 年 6月 30 日 IT 総合戦略本部決定)における自動走行システム、いわゆる「レベル4(完全自動走行)」までの技術開発を目指し、適切に実証実験を実施し、その効果を検証していくことが必要である。

*ITS:高度道路交通システム(Intelligent Transport Systems)

- ・このため、今後の技術開発の進展に併せた世界初の社会システムや制度を構築するため、特区等においてレベル4を見据えた安全性に関するデータ収集等に必要な公道実証実験を積極的かつ安全に行うための環境を整備するとともに、自動走行に関する国際的な基準作りに積極的に取り組む。また、東日本大震災の被災地における災害危険区域においては、公道以外も含めた実証実験を行う。
- ・ さらに、完全自動走行に係る国際条約改正の議論に取り組むと ともに、道路交通法等を含め、事故時の責任関係のほか、運転 者の義務等の在り方についても、公道実証実験により得られた データも踏まえつつ、我が国として引き続き十分な検討を進め、 完全自動走行の早期の実現を目指す。

⑦ 医療用ロボットの活用範囲の拡大

• 高齢化社会において、医療用ロボットを活用したいとする社会

的ニーズが一層高まる中、医療機器としての製造販売承認を受けた後の医療用ロボットのうち医療以外の用途での使用も考えられるものについて、医療機関に限らず、それ以外の福祉施設等においても医療上の効果の誤解を招くことなく広く活用ができるよう、具体的な活用ニーズを踏まえ、活用可能な範囲を明確化するための所要の措置を講ずる。

(医療イノベーションの推進、持続可能な社会保障システムの構築)

- ⑧ 特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅 速化
 - ・ 日本発の革新的医療機器の開発を促進し、国家戦略特区を拠点 とした医療イノベーションを強力に推進するため、特区内の臨 床研究中核病院における治験期間を短縮し、開発から承認・市 販までのプロセスを迅速化するための「特区薬事戦略相談」制 度の創設及び PMDA において重点的な支援を行う体制を速やか に整備する。
 - ・ また、全国的な措置として、医療機器ごとの製造販売承認まで の治験実績を類型化した医療機器の臨床開発促進のためのガ イダンスを速やかに作成する。

⑨ 往診等に係るいわゆる「16kmルール」等に関する保険適用の柔 軟化

- ・ 女性の活躍推進等の観点から、例えば訪問型病児保育と併せて 行う往診・訪問診療など、子どもに対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療 機関と患者の所在地との距離が 16km を超える場合であっても 保険給付の対象となることを明確化し、速やかに通知する。
- ・ 在宅医療の提供体制を確保するため、外来応需体制のない保険 医療機関の設置に係る要件の明確化を検討し、本年度内に結論 を得る。

⑩ 予防医療ビジネスの推進

・ 都道府県等による医療機関の開設許可において、同一建物の中で複数階にまたがる場合等、複数の構造設備に分かれている場合、それらを一つの医療機関としてみなすかどうかの基準が現在、都道府県等によって異なっているところ、予防医療を提供する医療機関の開設等を促すため、明確な統一的指針を検討し、

速やかに通知を発出する。

・ また、医療機関ではない検体測定室における利用者自身による 一連の採血行為について、看護師等が利用者に対し、医行為に 該当しないものとして介助することができる部分を明確化す ることとし、速やかに所要の措置を講ずる。

① 医療機器製造販売における国内品質業務運営責任者の資格要件の緩和

・ 医療機器分野への新規企業の参入等を促すため、国内品質業務 運営責任者の資格要件である3年以上の業務従事経験につい て、低リスクの医療機器を扱う場合には、医薬品医療機器等法 に規定する製品に係る品質管理業務の従事経験に限らず、 ISO9001 又は ISO13485 に係る品質管理業務の従事経験を認め ることとし、速やかに通知を改正する。

⑩ 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

・ 地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師 学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年 数を現行の 10 年から大幅に短縮することについて全国的な措 置として検討し、本年中に結論を得て、速やかに措置する。

(地方主導による大胆な規制改革の実現)

⑬ 自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築

・ 再開発事業等におけるコスト削減を通じた都市の再生と国際 競争力の重要性も考慮し、自然由来の汚染土壌の規制の在り方 について、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスク に応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、全国的な措 置の実施に先駆けて、短期間で可能なものについては、早期に 国家戦略特区において試行的に開始することとし、その結果を 全国的措置に反映させる。

(4) 獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討

・ 現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。

iii) PPP/PFI の活用

公共施設等運営権方式については、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものであることから、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)に掲げられた数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

また、PPP/PFI を推進することは、産業競争力の強化のみならず財政健全化を図る上でも極めて重要な施策であり、公共施設等運営権方式を含め PPP/PFI 全体について取組を強化する必要がある。

こうした観点から、以下の取組を行う。

① 公共施設等運営権方式の推進強化のためのインセンティブ付与

- ・ 匿名組合等を用いるスキームについて、匿名組合等の成立・継続に必要となる一般的な要件の整理を行い、その内容を関係する施設管理者等に周知するなど、導管性の安定的な確保に向けた事業環境を整備する。
- ・ 公共施設等運営権方式に取り組む際に、事業スキームによっては、地方公共団体自ら行う場合に比べて部分的に負担が重くなる場合があることから、このような地方公共団体に対し国による支援措置を検討する。
- ・ 運営権対価の一括払いを阻害する要因を解決するため、地方公 共団体の具体的な事業スキームを踏まえ、幅広い観点から具体 策を検討し、半年を目途に結論を得る。
- ・ 地方公共団体が重点分野で行う公共施設等運営権方式の準備 事業等に関する負担について、支援の枠組みが整っていない分 野での国・地方による支援の在り方を検討する。
- ・ 水道分野において、既存の事業とイコールフッティングを図る ため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを 検討する。
- ・ 公共施設等運営権方式を実施する国管理空港においては、国に 運営権対価が生じることも考慮した施設整備を行う。
- ・ 運営権対象施設の柔軟な事業計画及び周辺地域も含めた整備 構想を実現するため、特区を活用するなど、運営権者の提案に 係る規制緩和や整備構想に係る規制緩和を推進する。
- ・ 水道事業においては、公共施設等運営権方式を推進する観点か

らも、事業の効率性を高める必要があることから、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討する。

② 公共施設等運営権を含む PPP/PFI 全体の取組強化

- ・ PPP/PFI 全体についてより一層の推進を図るため、「PPP/PFI の 抜本改革に向けたアクションプラン」に掲げられた事業規模の 目標の見直しと、目標達成のための具体策について検討し、本 年度内を目途に結論を得る。
- ・ 文教施設や公営住宅等の利用料金の存在する公共建築物については、公共施設等運営権方式の実現可能性について半年を目途に検討を進めるとともに、付帯事業の併設・活用および公的不動産の活用なども含めた枠組みの中で、重点分野として位置付ける施設の決定と数値目標の設定について本年度内を目途に結論を得る。
- ・ 地方公共団体や運営権者からの要望を受けて関係省庁等と調整を行う窓口について、内閣府において一元化を図る。

iv)都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、首都圏空港、国際コンテナ戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。併せて、以下の施策を講ずる。

① 都市の競争力の向上

大規模優良な民間都市開発事業の推進等に併せ、エネルギーの自立化・多重化や密集市街地の整備改善等の防災機能の強化を図るとともに、高齢化等の先進課題に対応した官民連携まちづくりを推進する。さらに、国際的なビジネス拠点や地域の核となるビジネス・生活拠点を形成するため、法改正も視野に入れた都市再生制度の見直しを速やかに行い、来年度までに可能なものから順次支援措置を講ずる。

また、不動産に係る総合情報システムの整備や、次期通常国会を目途にした取引時におけるインスペクション(検査)の活用等を促進するための宅地建物取引業法改正による流通環境の整備、中古住宅の長期優良化支援等により質の不安を解消し、我が国

の中古住宅・リフォーム市場の拡大を図ることとし、2020年には同市場の規模を20兆円とする。

② 産業インフラの機能強化

首都圏空港の機能強化に向けて、羽田空港の飛行経路の見直 しについて住民との双方向の対話を行い、環境影響に配慮した 方策を策定するなど、2020年までの年間発着枠約8万回の拡大 に最優先に取り組む。また、2020年以降の機能強化については、 成田空港における抜本的な容量拡大などの諸課題について、関 係地方公共団体等と議論を深める。

海上交通安全法等の改正を含めた東京湾の一元的な海上交通 管制を構築し東京湾の混雑を緩和するとともに、本年度中を目 途として、国・港湾管理者・民間が一体となって、東京港、川崎 港、横浜港の3港のコンテナターミナルを京浜港として一体的 に運営する体制を構築することにより、京浜港の国際競争力強 化を図る。

また、道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、 迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都 圏 3 環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて 整備を推進するとともに、まずは、首都圏において、首都圏中央 連絡自動車道の概成に合わせて来年度より新たな料金体系を導 入し、物流施設の立地等の民間投資の喚起に取り組む。